

(案)

# 新潟県地域福祉支援計画

(計画期間：令和8年度～令和14年度)

令和 年 月



## 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格・位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	3
<b>第2章 地域福祉を取り巻く状況</b> .....	5
1 人口減少・少子高齢化の進行 .....	5
2 世帯構造の変化 .....	6
3 支援を要する方々の状況 .....	8
4 市町村地域福祉計画の策定状況等 .....	20
5 各分野における最近の制度改正の状況等 .....	22
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	25
1 計画の基本理念 .....	25
<b>第4章 施策の内容</b> .....	28
<b>1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</b> .....	28
(1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携 .....	28
(2) 高齢、障害、こども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 .....	29
(3) 制度の狭間の課題への対応 .....	38
(4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備 .....	39
(5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 .....	41
(6) 居住に課題を抱える人への横断的な支援 .....	42
(7) 就労に困難を抱える人への横断的な支援 .....	43
(8) 県民運動としての自殺対策の推進 .....	44
(9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への権利擁護 .....	46
(10) 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応等 .....	47
(11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援 .....	48
(12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存の社会資源等の活用 .....	49
(13) 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理 .....	52
(14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 .....	53

(案)

(15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築	53
(16) 全庁的な体制整備	54
<b>2 市町村の地域福祉推進の支援</b>	<b>55</b>
(1) 市町村に対する支援	55
(2) 地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援	55
(3) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び発信	56
<b>3 地域福祉を担う人づくり</b>	<b>57</b>
(1) 福祉人材の確保・育成	57
(2) 介護人材の確保・育成	57
(3) 障害福祉人材の確保・育成	58
(4) 児童福祉人材の確保・育成	59
(5) その他の福祉人材の確保・育成	60
<b>4 地域福祉サービスの基盤づくり</b>	<b>63</b>
(1) 市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進	63
<b>5 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援</b>	<b>66</b>
(1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築	66
(2) 県域で推進していく独自施策の企画・立案	66
(3) 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりのための相談 や支援等を受けることを可能とする体制整備、情報発信の場づくり	67
<b>6 その他の施策</b>	<b>68</b>
(1) 災害時を想定した要配慮者の支援体制の構築	68
(2) 孤独・孤立対策の推進	69
<b>7 新潟県地域福祉支援計画指標一覧</b>	<b>71</b>
<b>【参考資料】</b>	<b>72</b>
1 新潟県地域福祉支援計画の策定過程	72
2 新潟県社会福祉審議会 地域福祉支援計画専門分科会 委員名簿	73

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

日本の社会保障制度は、疾病や障害・介護・出産・子育てといった属性や段階におけるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービスを行うことで、国民皆保険・皆年金の達成や生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった経緯があります。

一方で、社会的孤立をはじめとして、生きるうえで困難・生きづらさを抱えていても既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050問題<sup>(注1)</sup>」、介護と育児のダブルケア<sup>(注2)</sup>、ヤングケアラーなど個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えている状況も見えてきました。

急激な少子高齢化の進行による地域の支え合い機能の低下等により、こうした課題が顕在化し、貧困や虐待など、これまで社会が抱えてきた課題も多く存在する中では、家族や福祉人材など、これまで「支え手」であった方々だけではなく、誰もがこうした課題を「我が事」として支え合いに参加し、共に生きる地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

本県においては、平成30年度～令和7年度までを計画期間とする「新潟県健康福祉ビジョン（平成31年4月改定）」を策定し、その中で市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援してきました。今般、地域福祉を取りまく状況の変化や「社会福祉法」の改正等を踏まえ、「新潟県地域福祉支援計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて取組を進めていきます。

### 2 計画の性格・位置づけ

○ この計画は、「社会福祉法」第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な観点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める計画として策定するものです。

また、地域共生社会の実現に向けて、今後目指していく県全体の地域福祉の姿や方向性、施策を示すものであり、市町村が策定する地域福祉計画のガイドラインとなるものです。

○ この計画は、「新潟県総合計画」を福祉の分野から推進するための部門計画であるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられるものです。

(注1) 「80」代の親が、ひきこもっている「50」代の子どもの生活を支える状況。

(注2) 子育てと、親や親族の介護を同時に担う状態。

(案)

- 県が既に策定している他の計画と対象分野が重なる部分については、その規定の全部又は一部を引用することとし、その対応関係を整理します。

## 社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

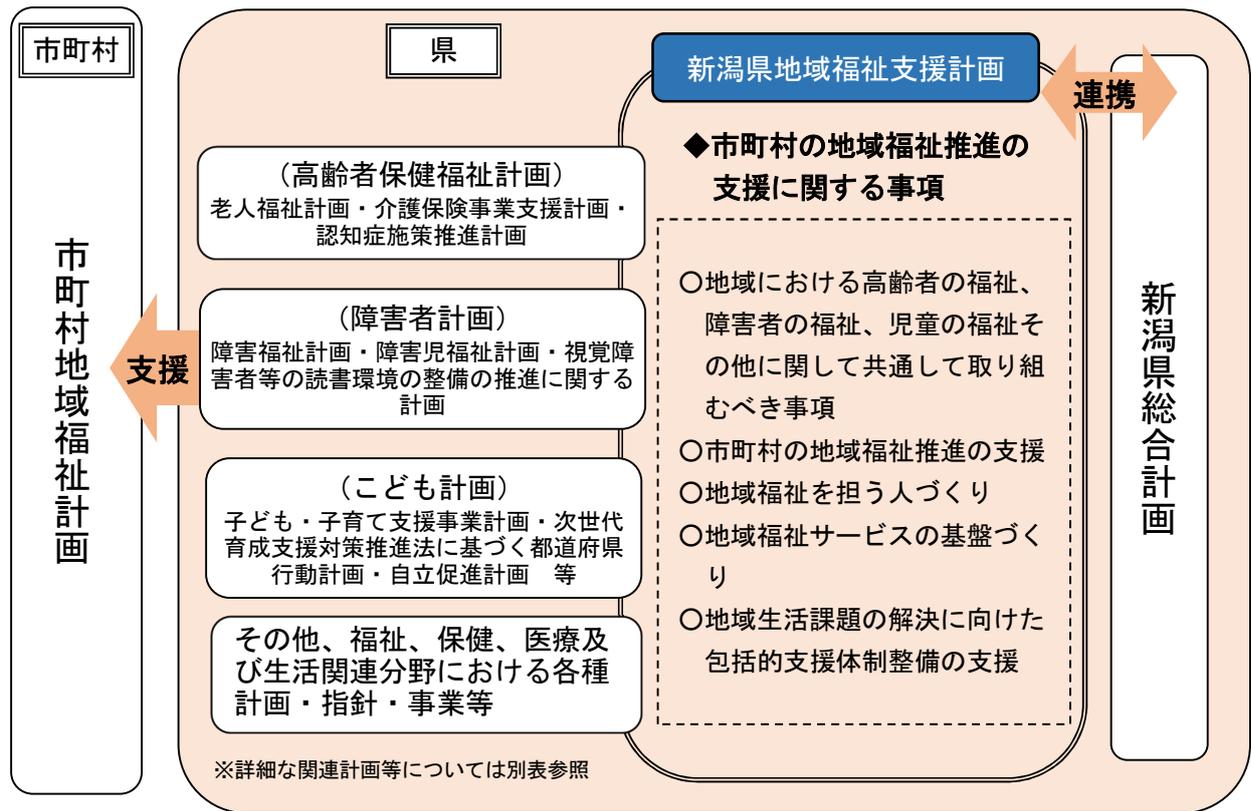
五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

(案)

○ 計画の位置付け



3 計画の期間

- 新潟県総合計画に合わせ、令和8年度から14年度までの7年間を計画期間として策定します。
- 地域福祉を取りまく状況の変化等を踏まえ、6つの施策体系ごとに数値目標を定め、毎年度、数値目標の進捗管理を行い、中間年となる令和11年度に新潟県社会福祉審議会に実施状況を報告し、意見を聴きながら、計画の進捗管理を行います。

【参考】主な関連計画の計画期間

分野	計画名	R6	R7	R8	R9
福祉全般	地域福祉支援計画	前計画 <sup>※1</sup> (H30～R7)		現計画(R8～R14)	
高齢者	高齢者保健福祉計画 <sup>※2</sup>	現計画(R6～R8)			改定計画(R9～R11)
障害者	障害者計画 <sup>※2</sup>	前計画(H29～R6)	現計画(R7～R14)		
子ども	子ども計画 <sup>※2</sup>	前計画(R2～R6)	現計画(R7～R11)		
その他	自殺対策計画	前計画(H29～R6)		現計画(R7～R14)	
	再犯防止推進計画	前計画(R2～R7)		現計画(R8～R12)	
	総合計画	前計画(H30～R6)	現計画(R7～R14)		

※1 「新潟県健康福祉ビジョン」のことをいう。

※2 計画の位置付け図(P4)に記載されている一体化又は包含されている計画の計画期間も同様

## 4 別表 (関係計画)

No	県計画名	分類	根拠法令	計画名 (法定の名称)	一体化して策定又は包含される計画	担当課
1	新潟県高齢者保健福祉計画	福祉の分野別計画	老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条 認知症基本法第12条	老人福祉計画 介護保険事業支援計画 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県計画	介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画と一体的に策定 老人福祉計画・認知症施策推進計画と一体的に策定 老人福祉計画・介護保険事業支援計画と一体的に策定	高齢福祉保健課 高齢福祉保健課 高齢福祉保健課
2	新潟県障害者計画	福祉の分野別計画	障害者基本法第11条第2項	障害者計画	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画	障害福祉課
3	新潟県障害福祉計画	福祉の分野別計画	障害者総合支援法第89条第1項 児童福祉法第33条の22第1項	障害福祉計画 障害児福祉計画	障害児福祉計画	障害福祉課 障害福祉課
4	新潟県自殺対策計画	その他関連計画	自殺対策基本法第13条第1項	自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画	-	障害福祉課
5	新潟県子ども計画	福祉の分野別計画	子ども・子育て支援法第62条 次世代育成支援対策推進法第9条 子ども・若者育成支援推進法第9条	子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画	子ども基本法に基づく「都道府県子ども計画」ほか6計画と一体的に策定 子ども基本法に基づく「都道府県子ども計画」ほか6計画と一体的に策定 子ども基本法に基づく「都道府県子ども計画」ほか6計画と一体的に策定	子ども家庭課 子ども家庭課 子ども家庭課
6	新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画	福祉の分野別計画	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)第8条第1項 配偶者暴力防止法第2条の3第1項	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)に基づく都道府県計画 配偶者暴力防止法に基づく都道府県計画	配偶者暴力防止・被害者支援基本計画と一体的に策定	子ども家庭課
7	新潟県社会的養育推進計画	福祉の分野別計画	都道府県社会的養育推進計画策定要領(厚生労働省通知)	都道府県社会的養育推進計画	-	子ども家庭課
8	新潟県再犯防止推進計画	その他関連計画	再犯防止推進法第8条第2項	再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画	-	福祉保健総務課
9	医療介護総合確保促進法に基づく新潟県計画	福祉の分野別計画	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項	医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画	-	地域医療政策課
10	新潟県地域保健医療計画	その他関連計画	医療法第30条の4	医療計画	新潟県医療費適正化計画	地域医療政策課
11	健康にいがた21	福祉の分野別計画	健康増進法第8条第1項	健康増進計画	-	健康づくり支援課
12	新潟県地域防災計画	その他関連計画	災害対策基本法	災害対策基本法に規定される都道府県地域防災計画	-	防災企画課
13	新潟県住生活マスタープラン(新潟県住生活基本計画)	その他関連計画	住生活基本法第17条第1項	住生活基本法に規定される都道府県計画	新潟県要配慮者住宅供給促進計画	都市政策課
14	新潟県要配慮者住宅供給促進計画(賃貸住宅供給促進計画)	その他関連計画	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定される都道府県賃貸住宅供給促進計画	-	都市政策課

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

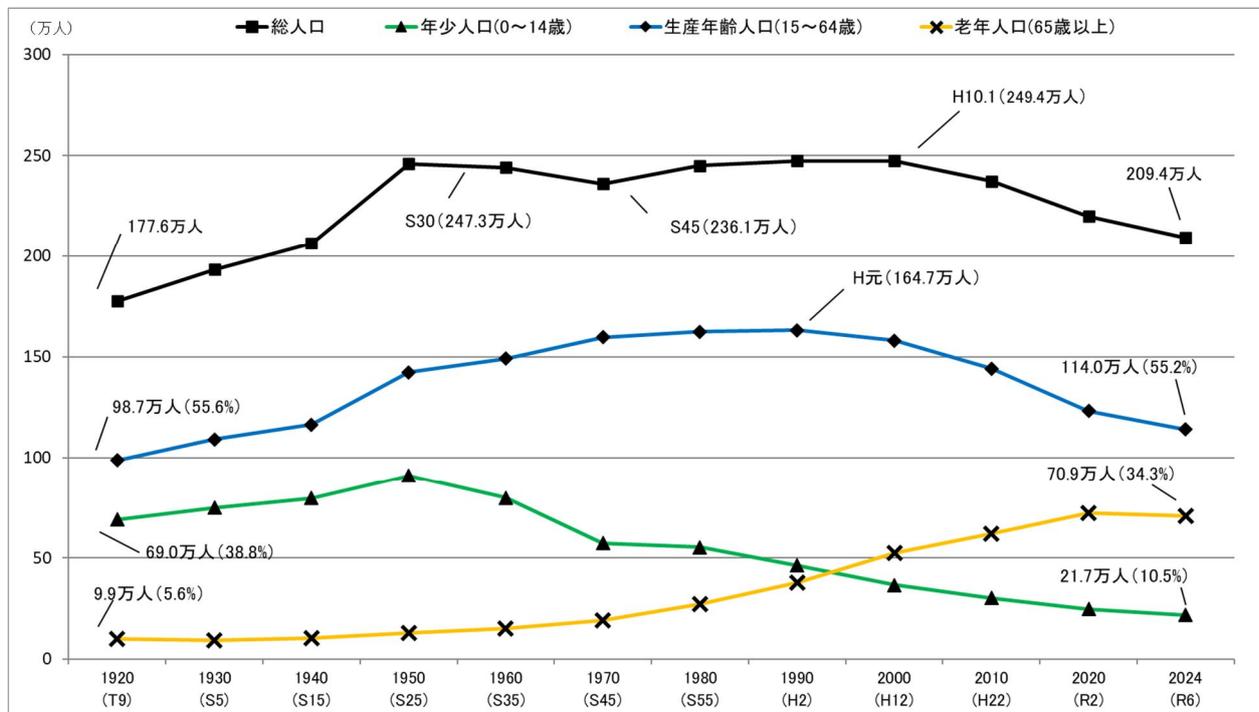
### 1 人口減少・少子高齢化の進行

本県では、出生数の減少等による自然減の拡大と、若者を中心に進学や就職を理由とした県外への転出超過により、全国を上回るペースで人口減少が進んでいます。

平成10年1月の249.4万人をピークに減少が続き、令和6年には209.4万人となっています。

また、令和6年の出生数は9,941人と、13年連続で過去最少となっており、合計特殊出生率も過去最低の1.14となっています。

図1 新潟県の総人口、年齢3区分人口の推移



出典：総務省「国勢調査」「人口推計」、新潟県「新潟県の人口移動（月報）」を基に県作成

※年齢3区分人口には、年齢不明を含まないため、年齢3区分人口の和は総人口に一致しない。割合は、分母から年齢不明を除いて算出

表1 合計特殊出生率と出生数の推移

		1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)	2010 (H22)	2020 (R2)	2024 (R6)
新潟県	出生数(人)	32,812	24,061	21,866	18,083	12,981	9,941
	合計特殊出生率	1.88	1.69	1.51	1.43	1.33	1.14
全国	合計特殊出生率	1.75	1.54	1.36	1.39	1.33	1.15

※出典：厚生労働省「人口動態統計」を基に県作成

## 2 世帯構造の変化

### (1) 世帯規模の縮小

人口が減少している一方で、本県の世帯数は一貫して増加しており、令和2年時点で864,750世帯となっています。

世帯の種類別では、総世帯数から施設等の世帯を除いた「一般世帯」が862,796世帯(世帯人員2,141,206人)、施設等の世帯が1,954世帯となっています。

「一般世帯」の1世帯当たりの人員は2.48人で、全国6位となっています。前回調査(2.65人)より0.17人減少しており、世帯規模の縮小が続いています。

**表2 総世帯数、一般世帯数、一般世帯人員、一般世帯の1世帯当たり人員、施設等の世帯数及び施設等の世帯人員の推移**

年次		総世帯		一般世帯		施設等の世帯	
		世帯数 (世帯)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	1世帯当たり 人員(人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)
実数	平成 2年	707,779	705,002	2,443,342	3.47	1,150	29,406
	7年	757,341	755,510	2,456,402	3.25	1,315	31,359
	12年	795,868	791,880	2,434,458	3.07	1,554	38,507
	17年	819,552	812,726	2,379,570	2.93	1,876	46,340
	22年	839,039	837,387	2,322,872	2.77	1,652	51,578
	27年	848,150	846,485	2,246,239	2.65	1,665	58,025
	令和 2年	864,750	862,796	2,141,206	2.48	1,954	60,066
増減数	平成 2年～ 7年	49,562	50,508	13,060	△ 0.21	165	1,953
	7年～ 12年	38,527	36,370	△ 21,944	△ 0.18	239	7,148
	12年～ 17年	23,684	20,846	△ 54,888	△ 0.15	322	7,833
	17年～ 22年	19,487	24,661	△ 56,698	△ 0.15	△ 224	5,238
	22年～ 27年	9,111	9,098	△ 76,633	△ 0.12	13	6,447
	平成 27年～ 令和 2年	16,600	16,311	△ 105,033	△ 0.17	289	2,041
増減率 (%)	平成 2年～ 7年	7.0	7.2	0.5	△ 6.2	14.3	6.6
	7年～ 12年	5.1	4.8	△ 0.9	△ 5.4	18.2	22.8
	12年～ 17年	3.0	2.6	△ 2.3	△ 4.8	20.7	20.3
	17年～ 22年	2.4	3.0	△ 2.4	△ 5.3	△ 11.9	11.3
	22年～ 27年	1.1	1.1	△ 3.3	△ 4.3	0.8	12.5
	平成 27年～ 令和 2年	2.0	1.9	△ 4.7	△ 6.5	17.4	3.5

出典：総務省「国勢調査」

### (2) 世帯の家族類型の変化

「核家族世帯」や「単独世帯」は増加傾向にあります。また、令和2年時点で65歳以上の世帯員がいる一般世帯は443,774世帯で、一般世帯総数(862,796世帯)に占める割合は51.4%と上昇傾向にあります(表3)。

また、県内の令和5年の婚姻数は6,262組でしたが、令和6年の婚姻数は前年より90組増加し6,352組となり、一時的に下げ止まったものの、依然として減少傾向にあります(図2)。

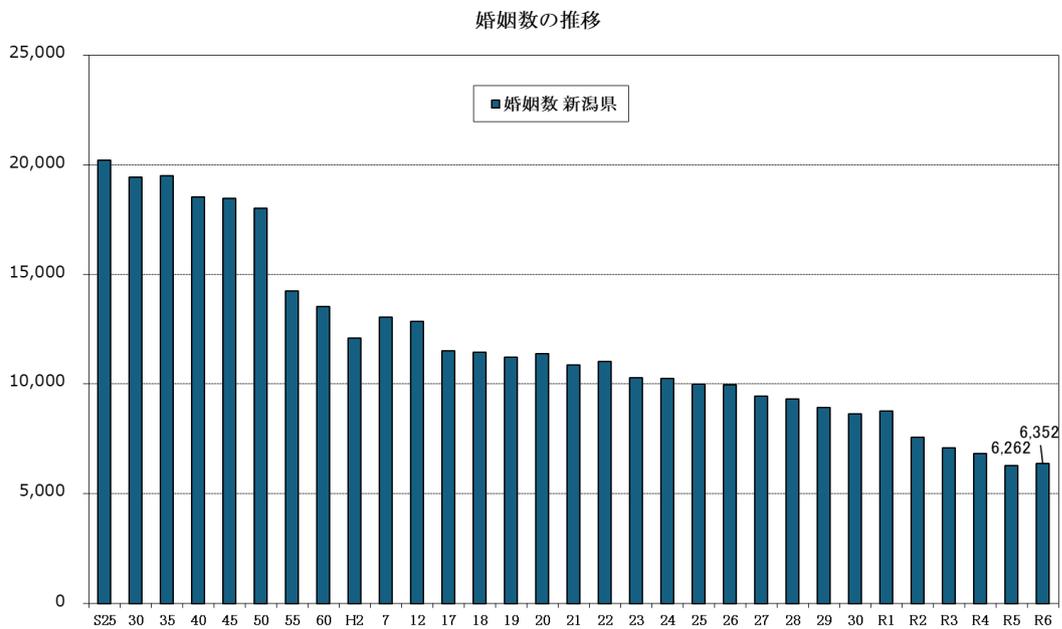
(案)

表3 一般世帯の家族類型別世帯数

世帯の家族類型	令和2年			平成27年			増減率・割合の差		
	世帯	割合%	65歳以上世帯員のいる世帯	世帯	割合%	65歳以上世帯員のいる世帯	%	ポイント	65歳以上世帯員のいる世帯
一般世帯	862,796	100.0	443,774	846,485	100.0	430,034	1.9	—	3.2
単独世帯	266,182	30.9	98,746	233,617	27.6	82,333	13.9	3.3	19.9
核家族世帯	459,787	53.3	223,973	448,286	53.0	203,424	2.6	0.3	10.1
夫婦のみの世帯	169,203	19.6	110,065	158,577	18.7	99,292	6.7	0.9	10.8
夫婦と子供から成る世帯	207,861	24.1	61,837	210,918	24.9	57,749	△ 1.4	△ 0.8	7.1
ひとり親と子供から成る世帯	82,723	9.6	52,071	78,791	9.3	46,383	5.0	0.3	12.3
その他の世帯	135,922	15.8	121,055	163,963	19.4	144,277	△ 17.1	△ 3.6	△ 16.1

出典：総務省「国勢調査」

図2 婚姻数の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

### 3 支援を要する方々の状況

#### (1) 要支援者の状況（高齢者、障害者、児童、生活保護世帯）

高齢者に関する状況では、要介護4及び要介護5の重度の認定者数は、令和6年度には31,483人となり、75歳以上人口の増加に伴い今後増加することが見込まれます（図3）。

また、認知症高齢者数(推計)は令和7年では93,000人ですが、令和17年には104,600人に増加し、令和32年には99,400人になると予測されています（図4）。

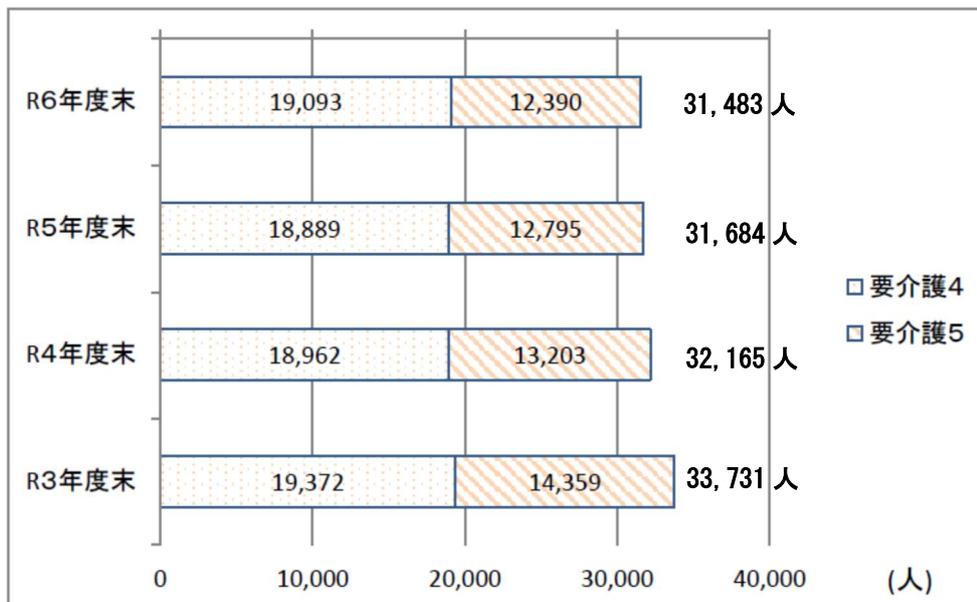
障害者に関する状況では、身体障害者は令和6年には84,065人で減少傾向、知的障害者は令和6年には21,771人で増加傾向、精神障害者は令和5年度には32,887人で横ばい傾向にあります（図5、6、7）。

高齢者、障害者、児童の虐待件数はいずれにおいても概ね増加傾向にあります（図8-1、8-2、9、10）。

児童に関する状況では、要保護児童者数等の推移において、「里親＋ファミリーホームの委託児童数」は令和5年度末で県内156人、「児童養護施設＋乳児院の入所児童数」は令和5年度末で県内175人となっています（図11）。

生活保護世帯に関する状況では、令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活困窮者からの相談件数が一時急増しましたが、生活保護の被保護世帯数は微増にとどまっています（図12）。

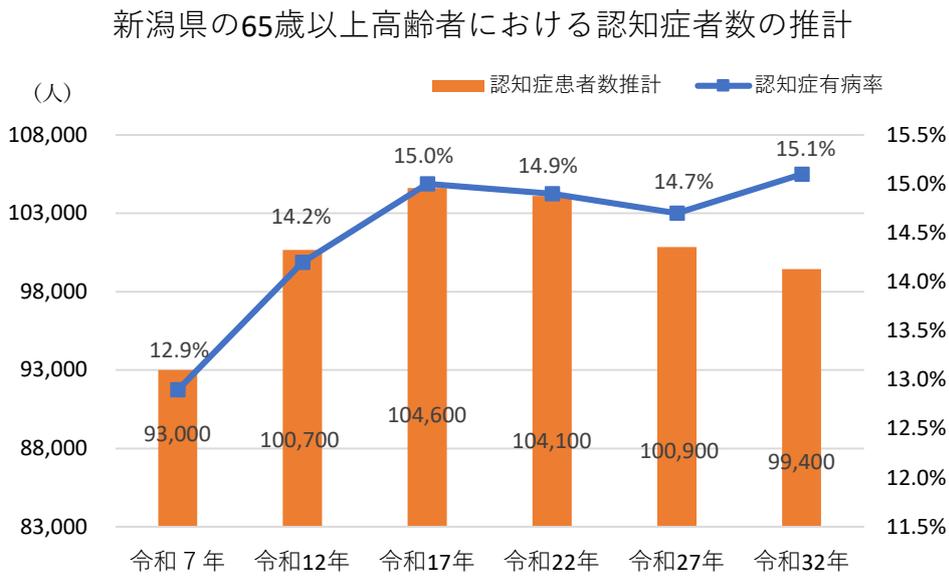
図3 要介護4及び要介護5の認定者数



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」

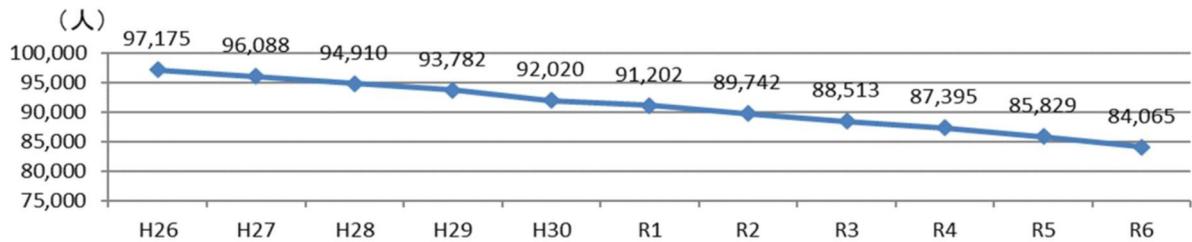
(案)

図4 認知症高齢者数の推移



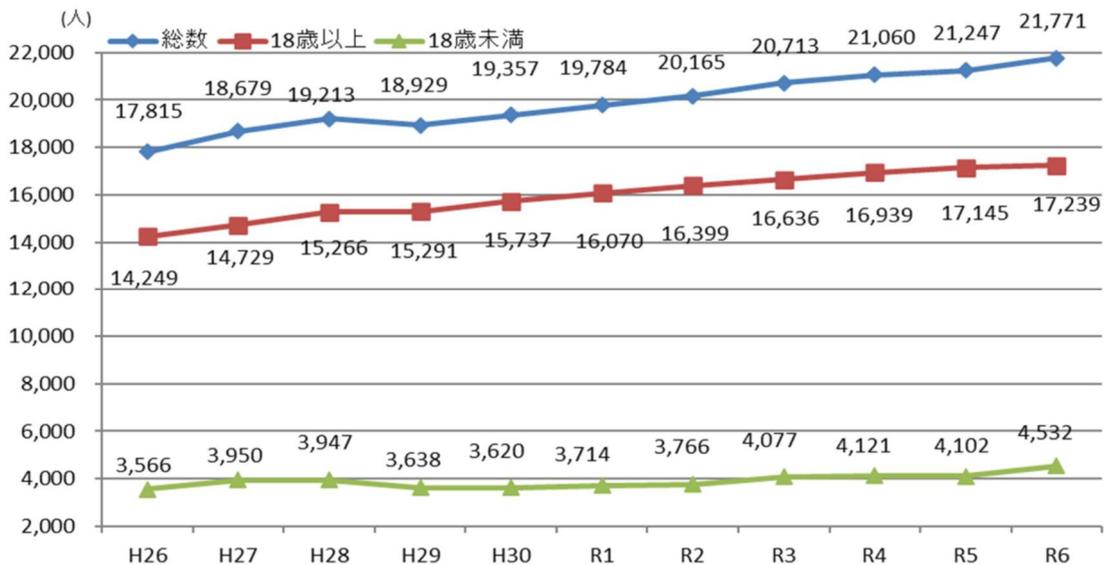
出典：県高齢福祉保健課資料

図5 身体障害者数の推移



出典：新潟県障害者計画

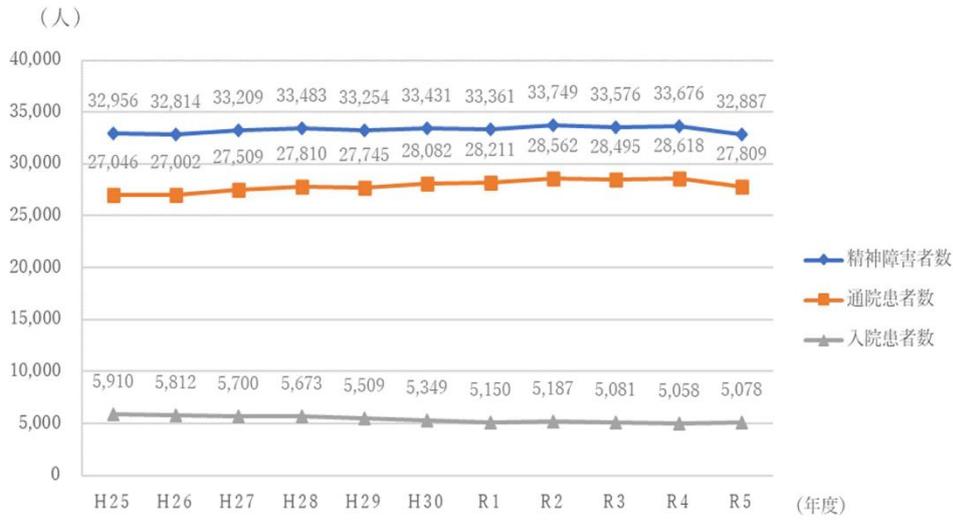
図6 知的障害者数の推移



出典：新潟県障害者計画

(案)

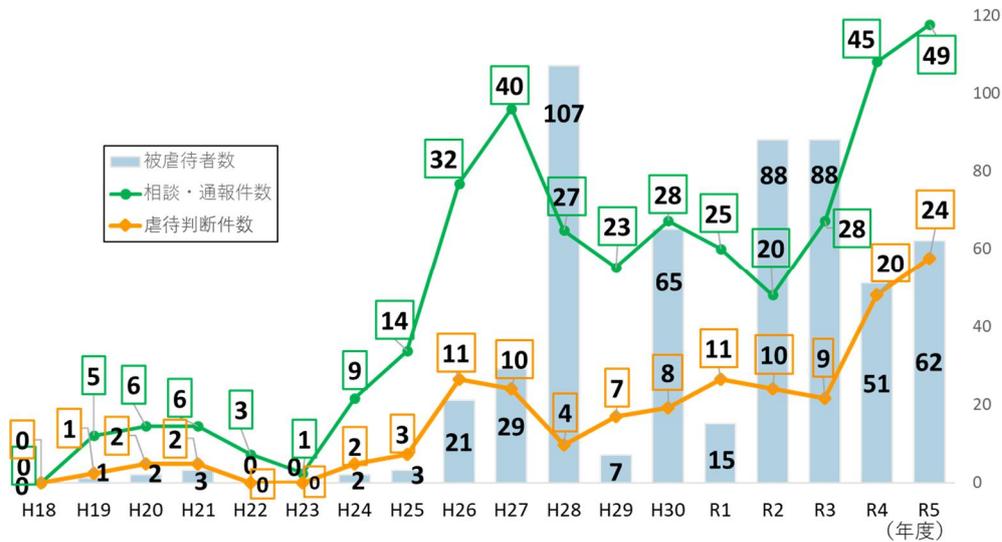
図7 精神障害者数の推移



出典：新潟県障害者計画

図8-1 高齢者虐待の推移

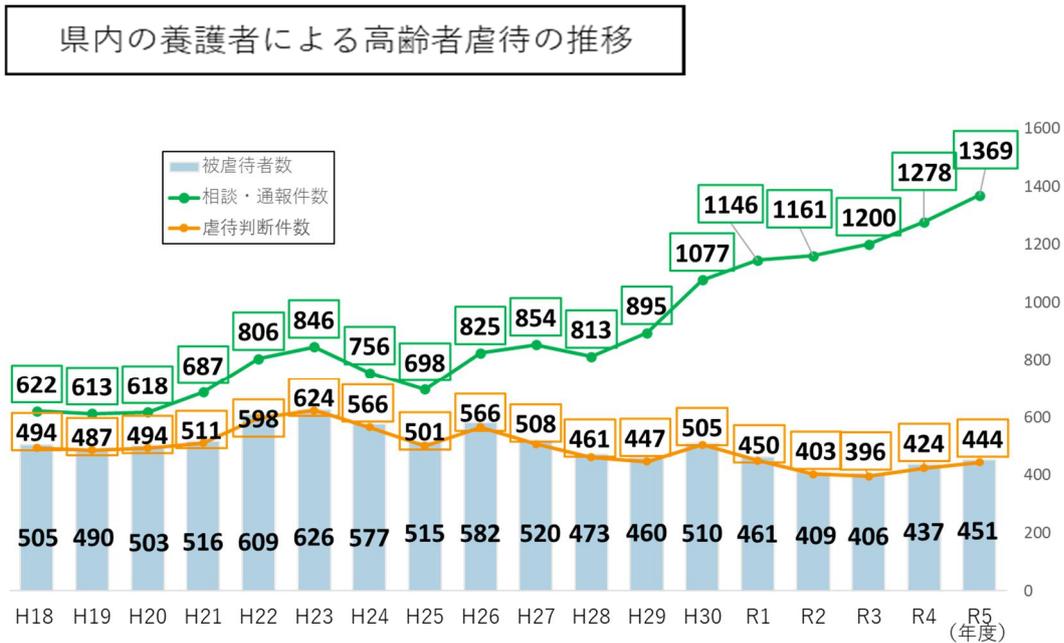
県内の養介護施設等における高齢者虐待の推移



出典：県高齢福祉保健課資料

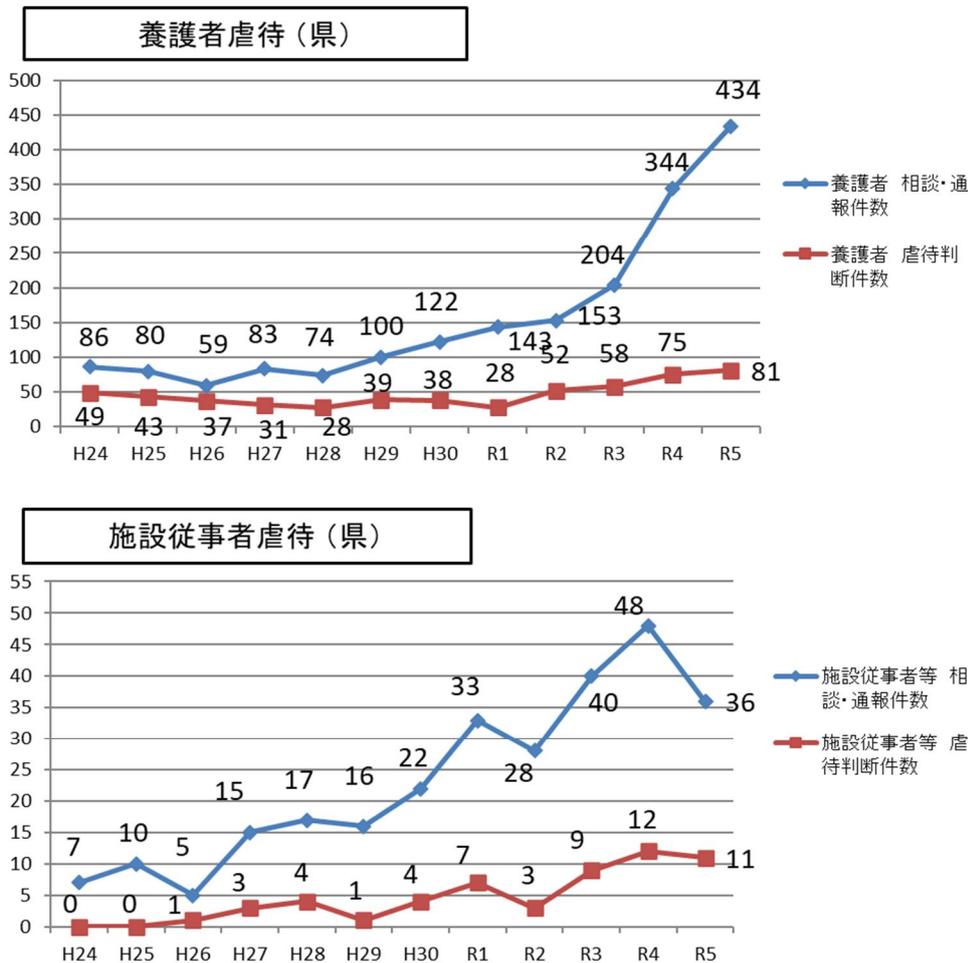
(案)

図8-2 高齢者虐待の推移



出典：県高齢福祉保健課資料

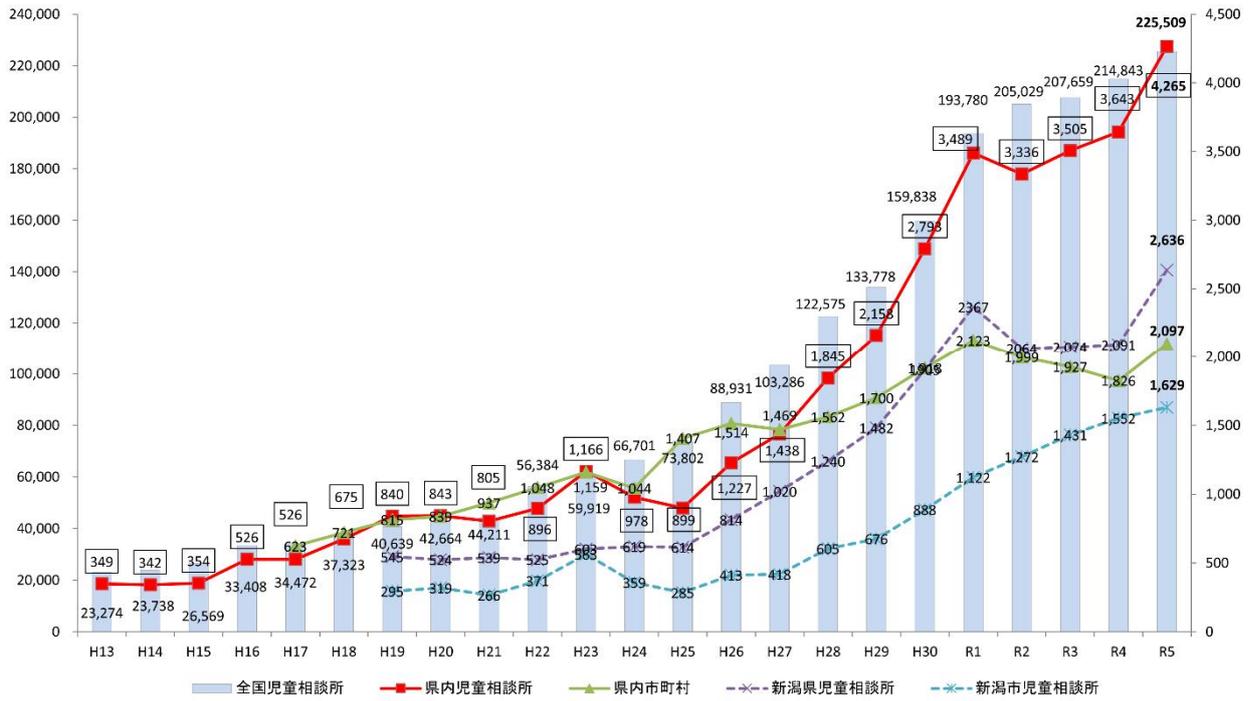
図9 障害者虐待の件数の推移



出典：厚生労働省調査「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

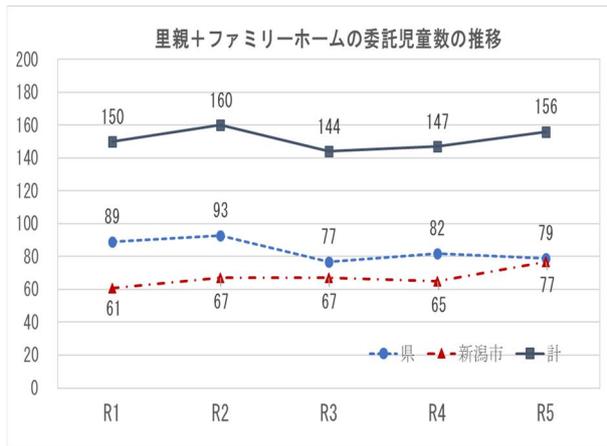
(案)

図 10 児童虐待の件数の推移



出典：県子ども家庭課資料

図 11 要保護児童者数等の推移



(各年度末現在)

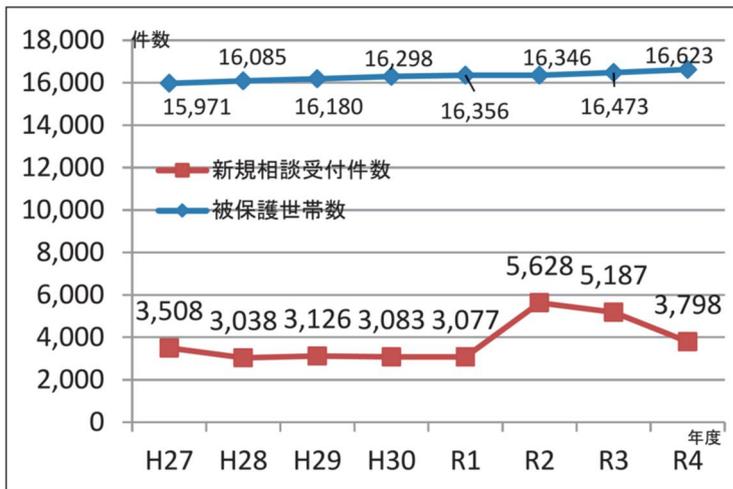


(各年度末現在)

出典：県子ども家庭課資料

(案)

図 12 県内の被保護世帯数と生活困窮者新規相談



出典：新潟県総合計画

## (2) ひとり親世帯の状況

令和2年度の県内のひとり親世帯数は、母子世帯が9,016世帯、父子世帯が1,005世帯となり、平成27年度と比べ減少しています(表4)。

表4 ひとり親世帯数の推移 単位：世帯

母子世帯	H17	H22	H27	R2	R2-H27
新潟県	9,927	10,364	10,538	9,016	▲ 1,522
全国	749,048	755,972	754,724	646,809	▲ 107,915
父子世帯	H17	H22	H27	R2	R2-H27
新潟県	1,110	1,148	1,142	1,005	▲ 137
全国	92,285	88,689	84,003	74,481	▲ 9,522

出典：総務省「令和2年度国勢調査」

(案)

### (3) こどもの貧困の状況

全国のこどもの相対的貧困率は、令和3年度に15.4%となり、近年は横ばいとなっています。一方、大人が一人の世帯の貧困率は44.5%となり、大人が二人以上の世帯と比べ、高い水準となっています(表5)。

表5 全国の貧困率の状況

	平成24年	平成27年	平成30年 (※5)	令和3年
相対的貧困率(※1)	16.1%	15.6%	15.7%	15.4%
こどもの貧困率(※2)	16.3%	13.9%	14.0%	11.5%
こどもがいる現役世帯の 貧困率(※3)	15.1%	12.9%	13.1%	10.6%
	大人(※4)が1人	54.6%	50.8%	44.5%
	大人が2人以上	12.4%	10.7%	11.2%
貧困線	122万円	122万円	124万円	127万円

※1 「相対的貧困率」は、貧困線に満たない世帯員の割合

※2 「こどもの貧困率」は、こども(※4)全体に占める貧困線に満たないこどもの割合

※3 「こどもがいる現役世帯の貧困率」は、現役世帯(※4)に属する世帯全員に占める、貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

※4 「大人」とは、18歳以上の者、「こども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

※5 平成30年から新基準(従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」を差し引いたもの)による数値

出典：総務省「令和2年度国勢調査」

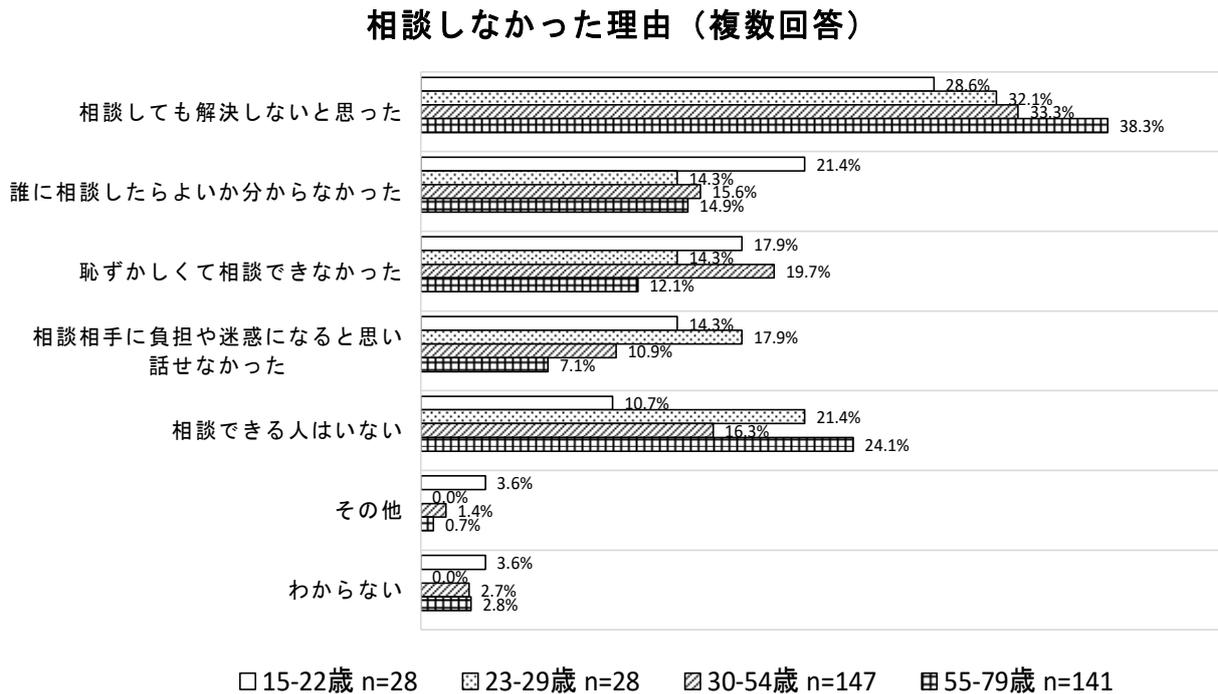
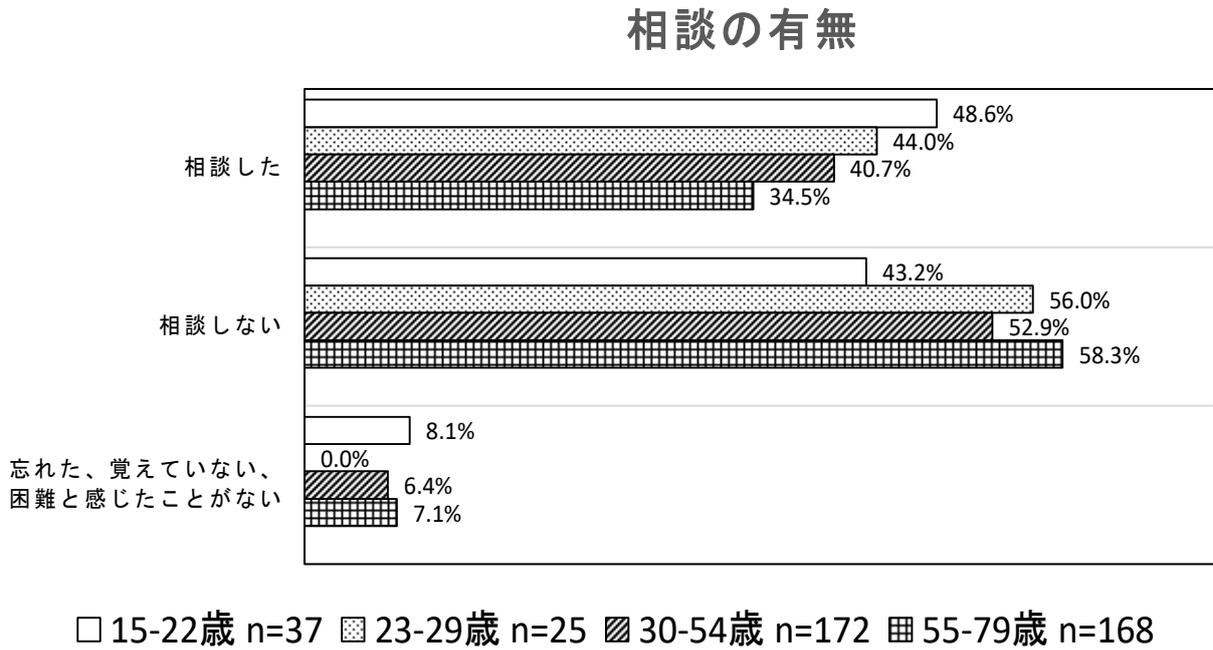
### (4) 困難な問題を抱える女性の状況及び配偶者暴力相談センターの相談状況

県内在住の女性に対するアンケート(令和5年度実施)では、過去経験した困難な問題について相談しなかった人の割合は、15-22歳の年齢区分では半数近く、それ以外の年齢区分で半数を超えており、その理由が「相談しても解決しないと思った」「相談できる人はいない」「誰に相談してよいのかわからない」等の回答がありました(図13)。

また、配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、令和5年度は県内で3,453件ありました(図14)。

(案)

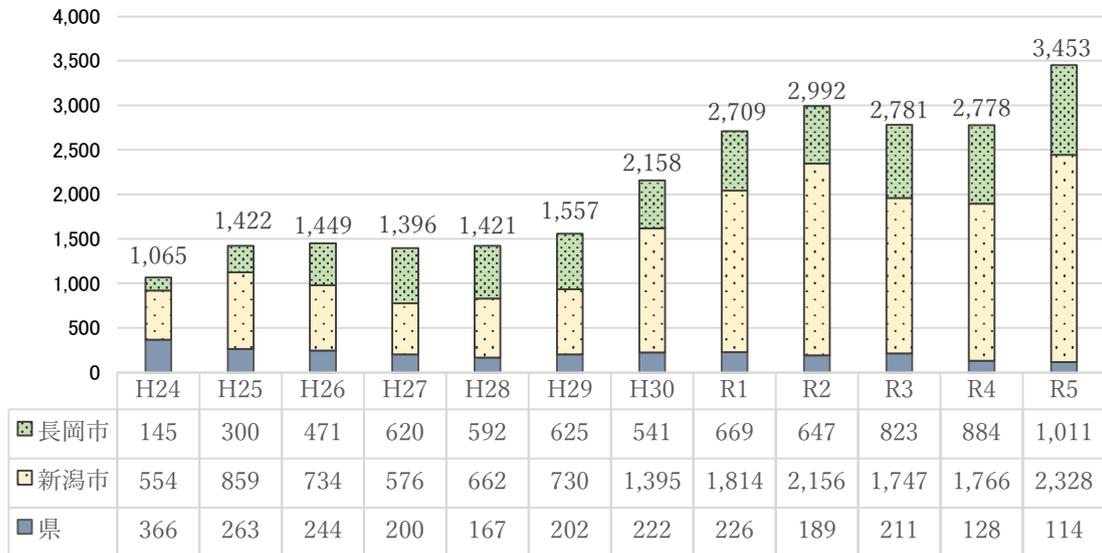
図 13 困難な問題を抱える女性に関する県民の意識



出典：令和5年度 県「困難な問題を抱える女性に関する意識調査の結果について」

(案)

図 14 配偶者暴力相談支援センターの相談状況



出典：内閣府男女共同参画局調べ

### (5) ヤングケアラーの状況

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」のことを指しており、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。

県が令和3年度に実施したヤングケアラー実態調査によると、ヤングケアラーと思われるこどもの割合は、中学2年で1.15%(全国1.78%)、高校2年で0.77%(全国1.31%)という結果でした。

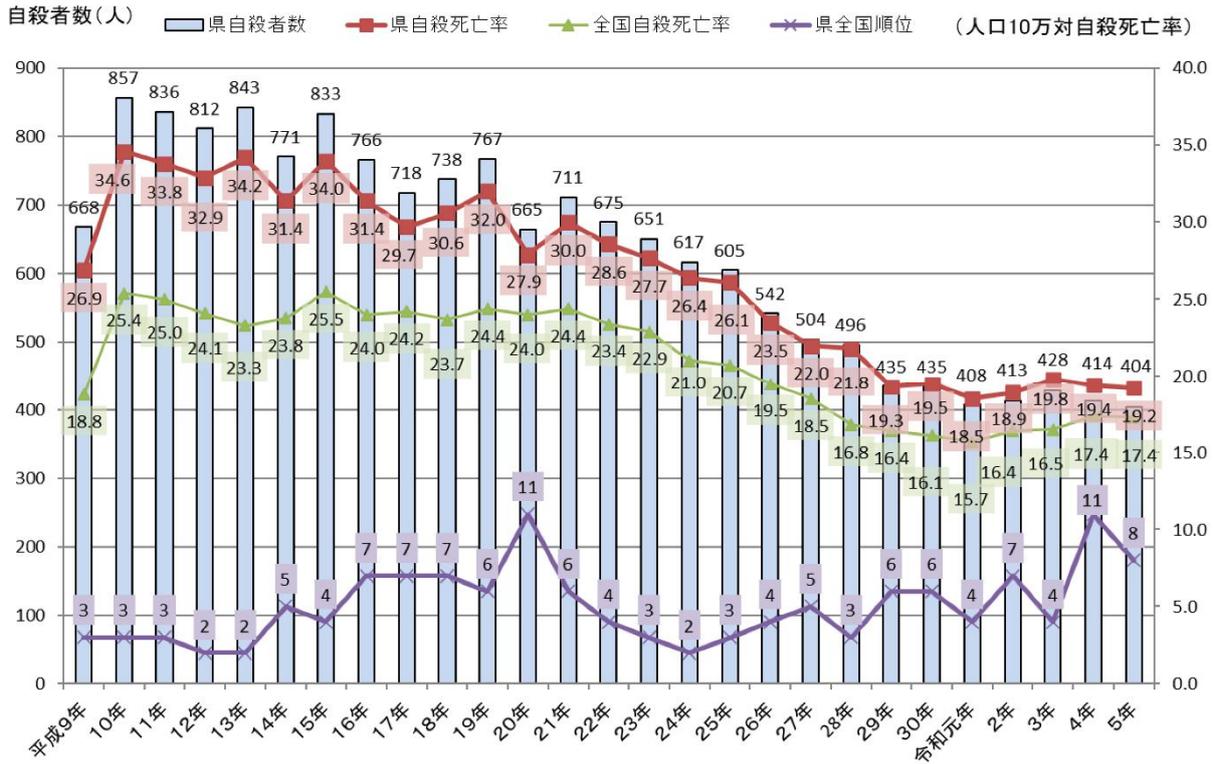
関係機関への聞き取り調査では、「こども自身や関係機関がヤングケアラーについて知ることや相談できる窓口が必要」という声が多く挙げられています。

### (6) 自殺者の状況

新潟県では、昭和60年度から全国に先駆けて様々な自殺対策に取り組んできました。これらの対策を行ってきたこともあり、本県の自殺者数は、減少傾向にはありますが、依然として400人を超える方々が、毎年自殺で亡くなられており、人口10万人あたりの自殺死亡率は、全国と比較して高い状況が長く続いています(図15)。

(案)

図 15 自殺者数・自殺死亡率の経年推移



出典：新潟県自殺対策計画

### (7) 福祉サービスを支える人材の状況

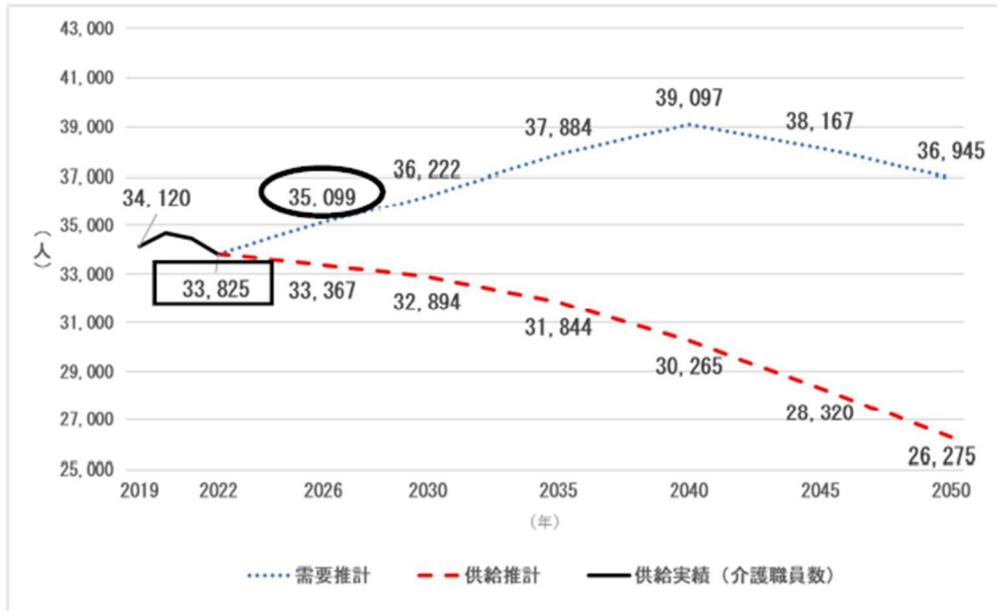
令和5年度に策定された「第9期新潟県高齢者保健福祉計画」における本県の介護職員数の試算では、令和4(2022)年の介護職員数 33,825 人に対し、計画の終期である令和8(2026)年に必要となる介護職員数は 35,099 人となり、年間約 320 人ずつ増加させる必要があります(図 16)。

児童に関する状況では、県内保育士有効求人倍率は上昇傾向にあり、令和6年には 2.37 倍となっています(図 17)。

また、民生委員・児童委員については、働くシニア層の増加等を背景に担い手不足の状況にあり、令和元年の一斉改選時と比べると令和4年の一斉改選時では、充足率が低下しています(表 6)。

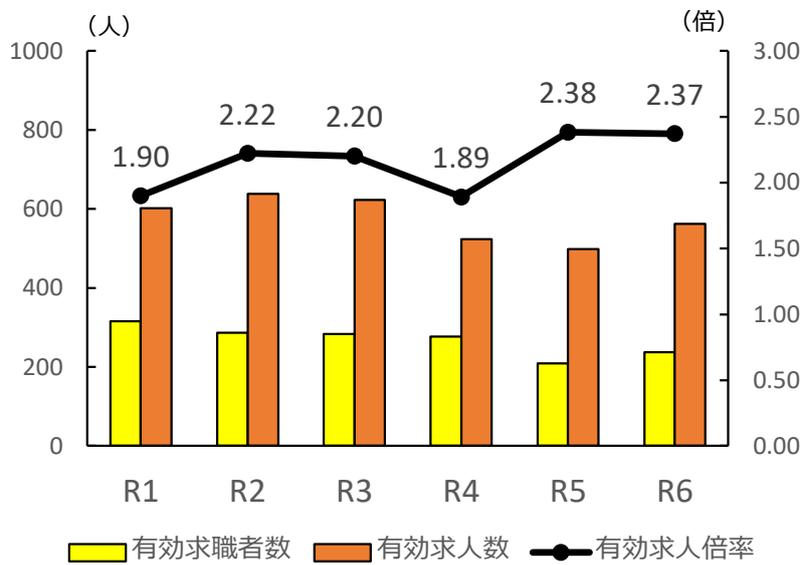
(案)

図 16 介護人材の需給推計（常勤換算）



出典：県高齢保健福祉課資料

図 17 県内保育士有効求人倍率



※有効求職者数、有効求人数は月平均

出典：新潟労働局「保育士の求人・求職状況（常用＋常用パート）」

(案)

**表6 民生委員・児童委員の一斉改選時充足率（委嘱/定数）の推移**

	平成28年12月	令和元年12月	令和4年12月
新潟県	95.2%	96.1% (+0.9%)	94.3% (▲1.8%)
全国平均	96.3%	95.2% (▲1.1%)	93.7% (▲1.5%)

※新潟市除く。

※主任児童委員含む。

出典：厚生労働省ホームページ

#### 4 市町村地域福祉計画の策定状況等

##### (1) 県内市町村における地域福祉計画の策定状況等について

###### ○地域福祉計画の策定状況

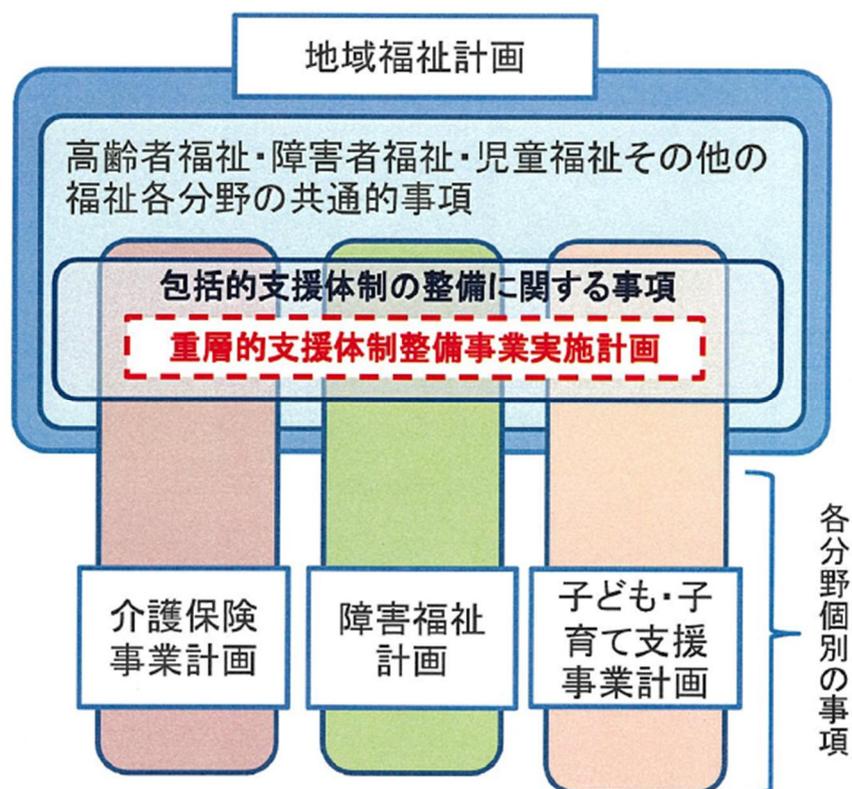
平成30年の「社会福祉法」の一部改正（平成30年4月施行）により、市町村地域福祉計画を策定することが努力義務として規定されました。

県が令和7年度に実施した「地域福祉計画の策定状況に関する調査」によると、地域福祉計画を策定している市町村は30市町村中22市町村（県内市町村の73.3%。全国の市町村の令和6年度の策定割合は87.5%。）でした。策定していない8市町村のうち、「具体的に策定する目途が立っている」と回答した市町村が1市町村、「策定する方針はあるがいつから取りかかるか未定」と回答した市町村は7市町村でした。策定していない理由としては、人材不足やノウハウ不足等がありました。

###### ○生活困窮者自立支援制度の取組状況

国の方針において、生活困窮者自立支援制度<sup>(注3)</sup>は、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であるとされていますが、国が令和6年度に実施した「地域福祉計画策定状況等調査」によると、生活困窮者自立支援施策を「地域福祉計画に盛り込んだ」と回答した市町村は、地域福祉計画を策定している22市町村のうち、16市町村でした。

##### 市町村地域福祉計画の位置付け



出典：厚生労働省ホームページ

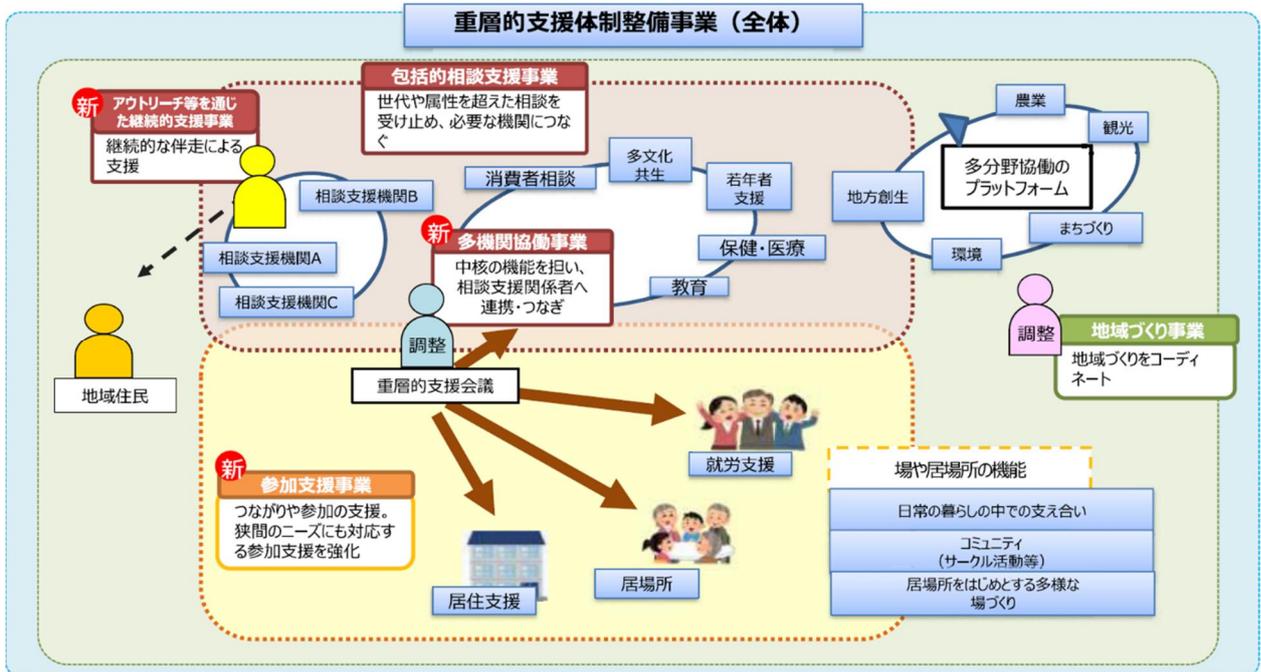
<sup>(注3)</sup> 生活に困っている人の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を提供する制度。

(案)

## (2) 県内市町村における包括的な支援体制の整備状況について

県が令和7年度に実施した「包括的な支援体制の整備状況に関する調査」によると、包括的な支援体制の構築（「重層的支援体制整備事業」の実施を含む）をしていないと回答した市町村は30市町村中18市町村でした。そのうち、包括的な支援体制の整備に向けた考えについて、「具体的な検討は行っていない」と回答した市町村は12市町村、「現在行っている取組で十分」と回答した市町村は6市町村でした。

### 重層的支援体制整備事業のイメージ図



出典：厚生労働省ホームページ

## 5 各分野における最近の制度改正の状況等

### (1) 社会福祉関係

- 令和2年の「社会福祉法」改正（令和3年4月施行）において、第4条第1項に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。」と新たに規定されました。

また、同法において、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を求められており、その手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

### (2) 社会福祉法人関係

- 平成28年の「社会福祉法」改正（平成28年4月施行）において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。これを踏まえ、社会福祉法人は自らが行う事業の利用者の福祉ニーズに対応することのみならず、既存の制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、様々な地域生活課題に対する公益的な取組を実施することが求められています。

- 令和2年の「社会福祉法」改正（令和4年4月施行）において、「社会福祉連携推進法人制度」が創設されました。

2つ以上の社会福祉法人等が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通して、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進することができる内容となっています。

### (3) 孤独・孤立対策関係

- 社会や地域とのつながりの希薄化による孤独・孤立の問題が懸念されていることから、令和5年に制定された「孤独・孤立対策推進法」（令和6年4月施行）において、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指すという基本理念が示されました。

同法において、地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会<sup>(注4)</sup>を置くよう努めることとされています。

### (4) 防災対策関係

- 令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年に「災害対策基本法」等が改正（令和7年6月施行）され、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置として、新たに福祉サービスの提供及び情報の提供を講ずることが規定されました。

---

<sup>(注4)</sup> 地方公共団体が設置する、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援に関係する機関及び団体、支援に関係する職位に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

(案)

ここでいう「福祉サービス」とは、避難生活において配慮を必要とするあらゆる者に対して行われる福祉サービス全般を含む概念とされています。

例えば、被災市町村の保健、福祉関係職員による巡回のほか、DWA T<sup>(注5)</sup>による在宅・車中泊避難者を含む要配慮者への福祉的支援が想定されます。

#### (5) 高齢福祉分野

- 令和5年の「介護保険法」改正（令和6年4月施行）において、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図ることが盛り込まれました。介護予防支援や「総合相談支援事業」などを、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら実施することを可能にする内容となっています。
- 令和5年6月に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和6年1月施行）において、国と地方公共団体は、「認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進」という目的に向け、基本理念にのっとり各種の認知症施策を策定し実施する責務を有することが明記されました。

#### (6) 障害福祉分野

- 令和3年5月に、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付ける「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6年4月施行）が行われ、同年6月には、医療的ケア児<sup>(注6)</sup>等に関する相談体制の整備や情報共有の促進、支援を行う人材の確保等の必要性を規定した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定（令和3年9月施行）されました。
- 令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年5月施行）において、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする等の理念が規定されました。

#### (7) こども・子育て分野など

- こどもや若者などが自分らしく健やかに幸せに成長できるように、社会全体で支えていくことが重要であるとして、大人が中心になっていたこの国や社会のかたちを「こどもまんなか」へと変えていく司令塔として、令和5年4月に「こども家庭庁」が新たに設置されました。  
また、「こどもの権利条約」を遵守し、こども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が制定（令和5年4月施行）され、この中では、国や地方公共団

---

(注5) 要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」のことをいう。各都道府県において組成される。

(注6) 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

(案)

体に対し、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることが求められています。

- 家庭内暴力（DV）や性被害、貧困など様々な問題を抱える女性への支援を強化することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）が制定されました。都道府県に対して「女性相談支援センター<sup>(注7)</sup>」の設置を義務づけているほか、自治体は民間団体と協働しての居場所の提供などの取組みを通して、問題を抱えながらSOSを出せずにいる女性の早期の把握や相談対応、支援に繋げるといったことが盛り込まれました。

#### (8) 生活困窮者支援分野

- 令和6年に「生活保護法」及び「生活困窮者自立支援法」の改正（令和7年4月施行）が行われ、生活保護制度では、高等学校等を卒業後に就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給するほか、生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組み（特定被保護者対象事業による支援）が創設される等の内容となっています。
- 生活困窮者自立支援制度では、住居確保給付金において、より低廉な家賃の住宅への転居費用の支給が可能となったほか、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う支援会議<sup>(注8)</sup>の設置が自治体の努力義務となりました。

---

<sup>(注7)</sup> 困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた様々な支援を行うために都道府県が設置する機関。

<sup>(注8)</sup> 「生活困窮者自立支援法」に基づき、関係機関から構成される会議で実施主体（県又は各市）が設置する。会議では、構成員に守秘義務を課し、各構成員が保有している生活困窮者の情報を共有し、早期の支援につなげることが期待されている。

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画の基本理念

県民すべてが自分らしく暮らせる新潟  
～誰もが個人として尊重され、つながり支え合って参加し、共生する地域社会の実現～

少子高齢化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、高齢者介護、障害者福祉、こども・子育て支援、生活困窮者自立支援のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により一層深刻化している孤独・孤立の問題など、各分野において福祉や医療のニーズが増大するとともに、「8050問題」や、介護と育児のダブルケアなど、地域住民が抱える課題が複雑化・多様化しています。

また、単身世帯や一人暮らしの高齢者の増加などの世帯構造の変化により、以前は家族の中で支え合っていたものが公的支援を中心に支えられる形に変化してきました。しかし、社会全体が縮小している現状に直面している今、公的支援だけではなく、支え合いの仕組みを身近な地域の中で実現していくことの重要性が高まっています。

そのような現状においては、住み慣れた地域で、誰もが支え、支えられる社会の実現を目指し、市町村や関係機関とともに、当事者等の状況に応じた各分野の多様で包括的な支援のニーズに対応する体制を構築する必要があります。

住民が地域の課題を他人事とせず「我が事」として捉えるとともに、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「県民すべてが自分らしく暮らせる新潟～誰もが個人として尊重され、つながり支え合って参加し、共生する地域社会の実現～」を本計画の基本理念として推進します。

基本理念の実現に向け、少子高齢化・人口減少が進行する中で、地域で課題を解決していくという地域力や、お互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力を高めるため、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「市町村の地域福祉推進の支援」「地域福祉を担う人づくり」「地域福祉サービスの基盤づくり」「地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援」の5つを基本方針として掲げます。

また、5つの基本方針の推進に関係する28の施策、その他地域福祉に関係する2の施策を掲げるとともに、それぞれの施策ごとに現状と課題を分析のうえ、県として今後の取組方針等を設定しました。

(案)

なお、上記の項目及び施策の分類については、「社会福祉法」及び厚生労働省が示した都道府県地域福祉支援計画策定ガイドラインにおいて盛り込むべきとされた項目・施策等とも整合するものとなっています。

## 基本理念

**県民すべてが自分らしく暮らせる新潟**  
 ~誰もが個人として尊重され、つながり支え合って参加し、共生する地域社会の実現~

### 基本方針

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・ 市町村の地域福祉推進の支援
- ・ 地域福祉を担う人づくり
- ・ 地域福祉サービスの基盤づくり
- ・ 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援

## 施策体系

### 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- (1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携
- (2) 高齢、障害、こども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- (3) 制度の狭間の課題への対応
- (4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備
- (5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- (6) 居住に課題を抱える人への横断的な支援
- (7) 就労に困難を抱える人への横断的な支援
- (8) 県民運動としての自殺対策の推進
- (9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への権利擁護
- (10) 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応等
- (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援
- (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存の社会資源等の活用
- (13) 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- (14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築
- (16) 全庁的な体制整備

### 2 市町村の地域福祉推進の支援

- (1) 市町村に対する支援
- (2) 地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援
- (3) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び発信

### 3 地域福祉を担う人づくり

- (1) 福祉人材の確保・育成
- (2) 介護人材の確保・育成
- (3) 障害福祉人材の確保・育成
- (4) 児童福祉人材の確保・育成
- (5) その他の福祉人材の確保・育成

### 4 地域福祉サービスの基盤づくり

- (1) 市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進

### 5 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援

- (1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- (2) 県域で推進していく独自施策の企画・立案
- (3) 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりのための相談や支援等を受けることを可能とする体制整備、情報発信の場づくり

### 6 その他の施策

- (1) 災害時を想定した要配慮者の支援体制の構築
- (2) 孤独・孤立対策の推進

## 第4章 施策の内容

### 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携

(関連する個別計画)

・新潟県障害者計画 (R7～R14) ・新潟県こども計画 (R7～R11)

#### 【現状と課題】

- 高齢者や障害者（障害児を含む。）、課題を抱える若者が、その意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えるためには、福祉以外の様々な分野と連携して取り組むことが重要です。
- 令和6年度の高齢者の就職率は18.6%、ハローワークを通じた障害者の就職率は51%となっています。
- 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労は重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、できる限り希望に応じた就労の実現を支援することが必要です。
- 短時間労働や在宅就業、自営業など障害者の多様な働き方を選択できる環境の整備や障害の程度や能力に応じた作業がある農業分野が就労の場として期待されています。

#### 【施策の方向性】

- 働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、年齢に関わりなく社会を支える力として活躍できるよう、新たな就業に向けた技術の習得等を支援するとともに、企業の中途採用の促進や短時間就業等を可能とする環境づくりなど、高齢者のライフスタイルに応じた多様な就業機会の創出を促進します。
- 障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。また、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。
- 多様な障害特性に応じた障害者雇用に取り組む企業を支援します。
- 若者の正規雇用での就職や、新入・若手社員の早期離職防止、若年無業者の就労促進を図るため、関係機関と連携して総合的な支援を実施します。

#### 【具体的な施策】

- 高齢者の就業を促進するため、働き手の掘り起こしに向けた就業分野別体験会や合同企業説明会、企業の中途採用に向けたセミナー等を開催します。

(案)

- 中高年齢者向けの職業訓練を実施します。
- 関係機関と連携し、農福連携の取組事例の情報提供を行うなど、農業分野での障害者の就労を推進します。
- 職場実習の活用を通じた、障害者と企業とのマッチングを支援します。
- 企業内で障害者雇用をサポートする人材の育成とコーディネーターの派遣による定着を促進します。
- 新潟県工賃向上計画を策定し、工賃水準（就労継続支援B型事業所<sup>(注9)</sup>の平均工賃月額を20,715円（令和5年度）から22,640円（令和8年度）へ）の更なる向上に向け、県内各地域における製品の共同開発・販売業務の共同受注のためのネットワークの定着・拡充を促進します。
- 若者が職業的自立を図れるよう、地域若者サポートステーションによる心理的カウンセリングや職場実習を実施し、若年無業者の就労を促進します。
- 若者の正規雇用につなげるため、キャリアカウンセリングなどの専門的・総合的な支援を行うジョブカフェを設置するほか、若手社員の職場定着を目的とした地域の取組を支援します。

＜県担当課：障害福祉課、雇用能力開発課＞

**(2) 高齢、障害、こども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項**

(関連する個別計画)

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| ・新潟県高齢者保健福祉計画（R6～R8） | ・新潟県障害者計画（R7～R14）     |
| ・新潟県こども計画（R7～R11）    | ・新潟県社会的養育推進計画（R7～R11） |

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

【現状と課題】

- 本県の高齢化率は全国平均より高い状況（令和6年10月時点、新潟34.2%、全国29.3%）であり、令和7年には団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者<sup>(注10)</sup>となります。
- 介護予防の取組等により、介護が必要な高齢者の割合は近年、全国値を下回っています（令和7年3月時点、新潟19.2%、全国19.7%）が、介護を要する割合がより高い後期高齢者が今後増えていくことから、高齢者本人の自発的な参加意欲に基づき、継続性のある、効果的な介護予防や重度化防止等の取組を行うことにより、その割合

(注9) 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばずに働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス事業所。

(注10) 75歳以上の高齢者。「高齢者の医療の確保に関する法律」では65歳以上を高齢者とした上で、65歳から74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と定義している。

(案)

を抑制するとともに、認知症高齢者の更なる増加が見込まれることを踏まえ、認知症の人やその家族を支える取組を行う必要があります。

- 県内の自宅での介護を希望する高齢者が多い(54.7%、令和4年度高齢者基礎調査)ことから、住み慣れた地域で自立した日常生活を続けることができるよう各市町村において地域包括ケアシステム<sup>(注11)</sup>を構築・推進し、関係機関と連携しながら各種施策を展開していく必要があります。

### 【施策の方向性】

- 市町村が推進する介護予防、在宅医療・介護連携及び介護サービスの提供等の取組への支援並びに、高齢者の社会参加・生きがいづくり、認知症の人やその家族を支える環境づくりへの支援等を各地域の実情に応じて行うことにより、地域包括ケアシステムが構築された社会の実現を目指します。

### 【具体的な施策】

- 住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できる地域包括ケアシステムの構築を図るため、介護予防・生活支援のためのサービス・活動事業や「生活支援体制整備事業」など市町村が推進する「地域支援事業<sup>(注12)</sup>」を支援するほか、人材の育成・資質向上を図ります。
- 小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の地域密着型サービスの普及促進や必要な高齢者福祉施設の整備を支援します。
- 地域で高齢者等を見守り支え合う体制の構築・強化を図るため、高齢者見守り強化月間における広報啓発や企業等との見守り協定の締結等を行います。

＜県担当課：高齢福祉保健課＞

## 障害者が安心して暮らせる社会環境づくり

### 【現状と課題】

- 障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重しながら共に生活できる社会の実現に向けては、障害者差別の解消及び権利擁護の推進等が不可欠ですが、依然として障害への理解不足等から差別等が生じており、県民に対する理解促進及び権利擁護体制の確立は喫緊の課題となっています。
- 障害者の自立した生活を支える障害福祉サービス等の整備については、これまで着実に進んできた(障害者自立支援法(現・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)が施行され新たなサービス提供体制が整備された平成18年と

<sup>(注11)</sup> 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

<sup>(注12)</sup> 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

(案)

比較し、令和7年4月時点、訪問系 273.0%、日中活動系 786.1%、グループホーム 457.7%) もの、事業所等の地域偏在、障害者の高齢化、医療的ケア児や強度行動障害<sup>(注13)</sup>を有する者、精神障害者等に対応できるサービスの不足などの課題があり、支援体制等の更なる充実を図る必要があります。また、発達障害を含むこどものこころの分野で支援ニーズが増加・複雑化しており、保健、医療、福祉、教育の各分野が連携し、地域で適切な支援を行う体制を構築していくことが課題となっています。

- 障害者の社会参加に向け、障害者による情報の取得利用・意思疎通支援を推進するとともに、教育、就労、文化芸術活動、スポーツなどの分野における取組を一層推進する必要があります。

### 【施策の方向性】

- 障害を理由とする差別が解消され、住み慣れた地域で障害者が望む暮らしを送ることができる地域社会を実現します。

### 【具体的な施策】

- 障害を理由とする差別解消に向けた相談体制を整備するとともに、県民の関心と理解を深めるため、広報等の啓発活動を行います。
- 相談支援や障害福祉サービス等の現場において、障害者の意思を尊重し、質の高いサービス提供が行われるよう、支援者等への研修を実施します。
- 身近な地域で必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられるよう障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成を行います。
- 文化芸術活動に参加する機会の確保、レクリエーション活動の充実、スポーツに親しむことができる環境の整備等を図ります。

＜県担当課：障害福祉課＞

---

<sup>(注13)</sup> 周囲の不適切な対応や環境の影響等により、激しい自傷、強い他害、著しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れのほか、拒食、異食や、強迫的な排尿排便の繰り返しなど、生命維持にも支障を来すような行動上の問題があり、著しく支援の困難な状態。

(案)

## コラム：新潟県おもしろいやり駐車場制度

### ●制度の概要

障害者などの歩行が困難な方に、ショッピングセンター等の障害者等用駐車区画を利用するための利用証を交付することにより、当該区画の円滑な利用を図る制度です。対象者は「おもしろいやり駐車場制度協力区画」の看板のある駐車場を利用できます。

### ●利用対象者

障害のある方、高齢者、妊婦等で、なおかつ、歩行が困難な方、歩行に配慮が必要な方（対象者は一定の条件あり）

### ●利用証について

利用証の交付を希望される方は、交付申請の手続きが必要となります。

### 利用証



利用証掲示方法

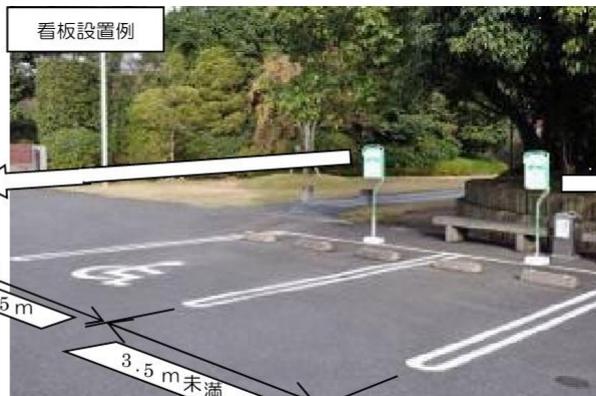
利用証は車内に掲示します

### ●駐車場について

広幅スペース（幅3.5m以上）及びプラスワン（幅3.5m未満）の両方が設置されている場合は、広幅スペースは車椅子利用者や妊娠後期の妊婦の方などを優先し、なるべくプラスワンに駐車いただくようお願いします。



障害者等用広幅スペース用  
（幅3.5m以上）



左側：幅広スペース 右側：通常幅スペース（プラスワン）



障害者等用通常幅スペース用  
（幅3.5m未満（プラスワン））

\*プラスワンとは、おもしろいやり駐車区画を比較的簡便に増やすため、広幅（3.5m以上）駐車スペースに隣接した通常幅（3.5m未満）の駐車スペースに看板を設置し、当該スペースとする制度です。

## こども・子育てを支える環境の整備

### 【現状と課題】

- 県内の令和5年の婚姻数は6,262組でしたが、令和6年の婚姻数は前年より90組増加し6,352組となり、一時的に下げ止まったものの、依然として減少傾向にあります(図2)。(再掲)
- 県のアンケート(令和6年実施)では、「理想のこどもの数は3人」という方の割合が44.7%で最多ですが、現実的に考えた時のこどもの数を3人としている方の割合は17.8%であり、差が生じています。一方、1人の女性が一生の間に生むこどもの数の指標とされる合計特殊出生率について、本県では、平成17年に1.34まで低下した後、しばらく横ばい傾向にあったものの、平成28年以降低下が続き、令和6年は1.14になっています。
- 児童虐待やいじめの増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く問題は厳しい状況にあります。県内児童相談所における令和5年度の総相談件数は9,952件であり、児童虐待相談対応件数は、4,265件で過去最多となっています。これらの問題の背景には経済状況や核家族化など様々な要因が複雑に絡み合っています。
- 県が令和6年に小学5年生・中学2年生・高校3年生とその保護者を対象に実施した「こどもの生活実態調査」では、経済的な理由で「大学までの教育を受けさせられない」世帯が11.4%、「食料が買えなかった経験がある」世帯が12.0%、「衣類が買えなかった経験がある」世帯が20.8%となるなど、経済的に厳しい環境に置かれている世帯が一定程度存在し、特にひとり親等世帯でそうした回答をした割合が多いことが明らかになっています。

### 【施策の方向性】

- 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえられるよう、市町村や民間事業者等と連携し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を社会全体で行うことにより、誰もが安心してこどもを生み、子育てに喜びを感じ、未来を担うこどもが希望や夢に向かい取り組み、こどもの笑顔があふれる社会を実現します。
- 市町村や関係機関と連携し、虐待等に至る前に家庭維持に向けた予防的支援や親子関係の再構築に向けた支援を行います。

### 【具体的な施策】

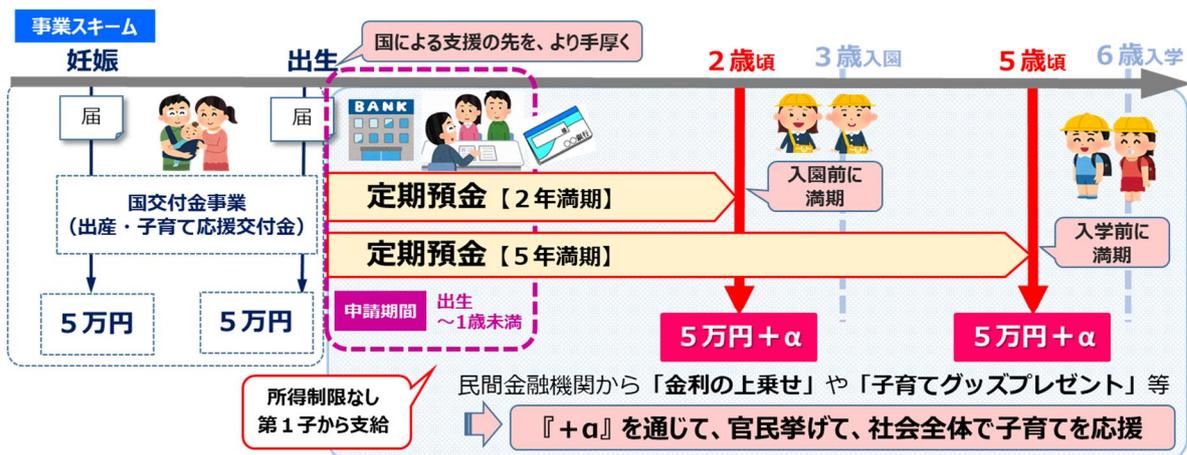
- 婚活イベントの開催支援、個別マッチングシステムによる1対1のマッチング、SNSを活用した情報発信など、多様な出会いの場を創出する取組や若年層の結婚を後押しするための気運醸成を行います。
- 本県独自のこども・子育て支援策として、金融機関と連携し、こどもの育ちの節目での経済的負担を軽減する「新潟県こむすび定期」を出生時にお渡しすることにより、子育て気運の醸成を図ります。
- 妊娠・出産、子育て等の悩みについて、適切な支援が受けられるよう、SNSによる相談を含めた各種相談窓口の周知に努めます。また、虐待への予防的対応から子育て

(案)

てに困難を抱える家庭への対応までを担う市町村こども家庭センターの体制整備や職員の資質向上に向けた支援を行います。

- ひとり親家庭の生活の安定及び経済的自立を促進するため、「ひとり親ジョブマッチにいがた」による就業あっせんや就職に有利な資格取得の後押しなどにより、収入の増加に向けた取組を推進します。
- 心身の健康や衣食住、進学や学習する機会を確保し、こどもや子育て当事者が社会的に孤立することがないように必要な支援につなげるため、市町村や団体等と連携・協働して、こども食堂<sup>(注14)</sup>や学習支援の場など多様な居場所づくりの整備に向けた取組を推進します。
- 子育て中の保護者同士が交流し、相談ができる場所を提供するため、保育所、認定こども園<sup>(注15)</sup>、幼稚園、地域子育て支援拠点<sup>(注16)</sup>事業などの身近な施設・事業所において、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

図：新潟県こむすび定期



《対象者》 R5.4.1以降に生まれ、本県に住所を有する1歳未満の子（県外転入者含む）

《開始時期》 R5.10.20（金）～

《取扱金融機関》 県内に本店のある全ての地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・JA、ゆうちょ銀行及び信濃連

<県担当課：こども家庭課>

(注14) こどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。

(注15) 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

(注16) 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供している施設。

## ヤングケアラーへの支援

### 【現状と課題】

- ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことを指しており、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。
- 県で令和3年に実施した調査では、ヤングケアラーと思われるこどもは中学2年生で1.15%、高校2年生で0.77%となっており、支援を必要とするこどもの存在が明らかになっています。
- ヤングケアラーは、家庭内の問題であるため、支援者による状況把握が難しいことや当事者の問題意識が低い等の理由から、問題が潜在化しやすいという課題があります。
- 当事者に必要な支援を届けるには、ヤングケアラーの社会的認知度の向上や相談体制の整備が求められています。

### 【施策の方向】

- 支援が必要なヤングケアラーを、早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、当事者や周囲の「気づき」及び適切な支援への「つなぎ」を促進し、当事者を「支える」体制の更なる整備に向けた取組を行います。
- 身近な地域で当事者を支えることができるよう、ヤングケアラーの状況や支援内容について、社会全体へ広く浸透させる取組を推進します。

### 【具体的な施策】

- 小・中・高等学校等において、生活実態調査を実施することにより、ヤングケアラーの可能性のある児童生徒の気づきの促進及び学校での気づきや支援につなぐ体制の構築を図ります。また、支援が必要な家庭に早期に気づき、適切に支援につなげられるよう、福祉、介護、医療、教育等の関係者に対する研修等を実施し、理解促進を図るとともに、連携体制の構築に努めます。
- ヤングケアラーに関する広報・啓発の取組を実施するとともに、中高生を対象とした元当事者による講演会や県コーディネーターによる出前講座等を実施し、学校現場を中心により広く認知度向上を図ります。

＜県担当課：こども家庭課＞

## 社会的養護が必要なこどもへの支援

### 【現状と課題】

- 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
- 社会的養護が必要なこどもの数は、令和5年度は331人で、このうち、里親やファミリーホームで生活しているこどもは156人、児童養護施設等の施設で生活するこどもは175人です（図11）（再掲）。過去5年の経過を見ると、県内の18歳未満人口は年々減少しているのに対し、社会的養護が必要なこども数は、ほぼ横ばいで

(案)

推移しており、こどもの人口に占める割合は遡増傾向にあります。以上のことから、社会的養護が必要なこども数は今後も一定数で推移することが見込まれます。

### 【施策の方向】

- 家庭での養育が困難なこどもには、できる限り家庭と同様の養育環境を確保するため、里親やファミリーホームへの委託を原則とし、施設での養育においても、一般家庭に近い生活環境を提供するよう、施設の小規模化や地域分散化に努めます。

### 【具体的な施策】

- 里親家庭が地域で支障なく生活できるよう、里親制度について、周知啓発を行うとともに、児童相談所等が里親家庭に関わる機関に対して引き続き丁寧に説明等を行い、理解の促進を図ります。
- 家庭的な雰囲気の中で、個別的な関わりによるきめ細かいケアを提供し、また、将来の自立に向けて地域での家庭生活を体験することが重要であることから、施設の実情に合わせた施設の小規模化及びグループホーム等の整備を支援します。

＜県担当課：こども家庭課＞

## 困難な問題を抱える女性への支援

### 【現状と課題】

- 県内在住の女性に対するアンケート（令和5年度実施）では、過去経験した困難な問題について相談しなかった人の割合は、15-22歳の年齢区分では半数近く、それ以外の年齢区分で半数を超えており、その理由が「相談しても解決しないと思った」「相談できる人はいない」「誰に相談してよいのかわからない」等との回答がありました（図13）。（再掲）
- 本人が困難に気づいていない又は気づきを避けている場合や、周囲に言えない又は周囲に相談せず自分の責任にしてしまうなど、困難な状況の方ほど自ら助けを求めず、相談機関につながっていない（相談しない）ことから、困難な状況に陥る前に早めに周囲が様子の変化に気づくことが大切です。

### 【施策の方向性】

- 困難な問題に直面している女性に対し、早期の把握から相談、一時保護、自立支援に至るまで、よりきめ細やかで、切れ目のない施策の充実に努めます。

### 【具体的な施策】

- 女性に関する課題が複雑化、多様化、複合化しており市町村、関係機関、民間団体が早期に円滑かつ適切な支援を行うため、支援調整会議を活用し支援体制を検討・構築します。
- 相談者の安全確保と利便性を図り、相談者の様々な状況に応じて一時保護が行え

(案)

るよう、民間団体と連携・協働しながら多様な一時保護委託先の確保に努めつつ、生活困窮等の支援を必要とする方に対し、各種福祉制度の周知やその手続きに関する助言を行い、生活の安定と自立を促進します。

＜県担当課：こども家庭課＞

## 持続可能で暮らしやすい地域社会の構築

### 【現状と課題】

- 日本全体で人口減少に伴う生産年齢人口の減少が進む中、本県においても様々な分野で人材不足が顕在化しています。
- 中山間地域等を中心に人口減・高齢化が進行し、交通・買い物・医療など、暮らしを支える生活サービスの提供機能の低下・喪失が懸念されます。
- 高齢化の進行や生産年齢人口の減少が続く中でも、住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な地域社会の構築が必要です。

### 【施策の方向性】

- 県内どこに住んでいても適切な医療・介護サービスが受けられる体制や持続可能な地域の移動手段の確保など住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会を構築します。
- 人口減少下においても、地域の暮らしと経済が維持できるよう多様な人材の育成・確保を図ります。

### 【具体的な施策】

- 医療機能の再編や集約化により、地域の中核病院の機能を強化します。
- 周辺の医療機関との適切な役割分担や相互連携を促進します。
- 新潟大学医学部や研修病院等との協働による医学生や臨床研修医<sup>(注17)</sup>・専攻医等の養成・確保に取り組みます。
- 本県の医療を担う医学生・医師に対する地域医療支援センター<sup>(注18)</sup>を核としたキャリア形成支援を行います。
- 介護予防・生活支援のためのサービス・活動事業や生活支援体制整備事業など市町村が推進する地域支援事業への支援、人材の育成・資質向上等を推進します。
- 国とともに乗合バス事業者の広域的・幹線的なバス路線の運行を支援します。
- 地域の実情に応じた移動手段が確保されるよう市町村の取組を支援します。

＜県担当課：地域医療政策課、医師・看護職員確保対策課、高齢福祉保健課、交通政策課＞

<sup>(注17)</sup> 「医師法」第16条2第1項に規定する臨床研修を受ける医師。診療に従事しようとする医師は、2年以上臨床研修を受けなければならない。

<sup>(注18)</sup> 地域において必要とされる医療を確保するため、医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う。

### (3) 制度の狭間の課題への対応

#### 多機関との連携による包括的支援体制の構築支援

##### 【現状と課題】

- 少子高齢化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により一層深刻化している孤独・孤立の問題や「8050問題」、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなど地域住民が抱える課題が複雑化・多様化しています。
- 政府は、市町村において包括的な支援体制を構築するための事業である「重層的支援体制整備事業」を令和3年度に創設しました。本県では、令和7年度において6市村で実施されています。地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められています。

##### 【施策の方向性】

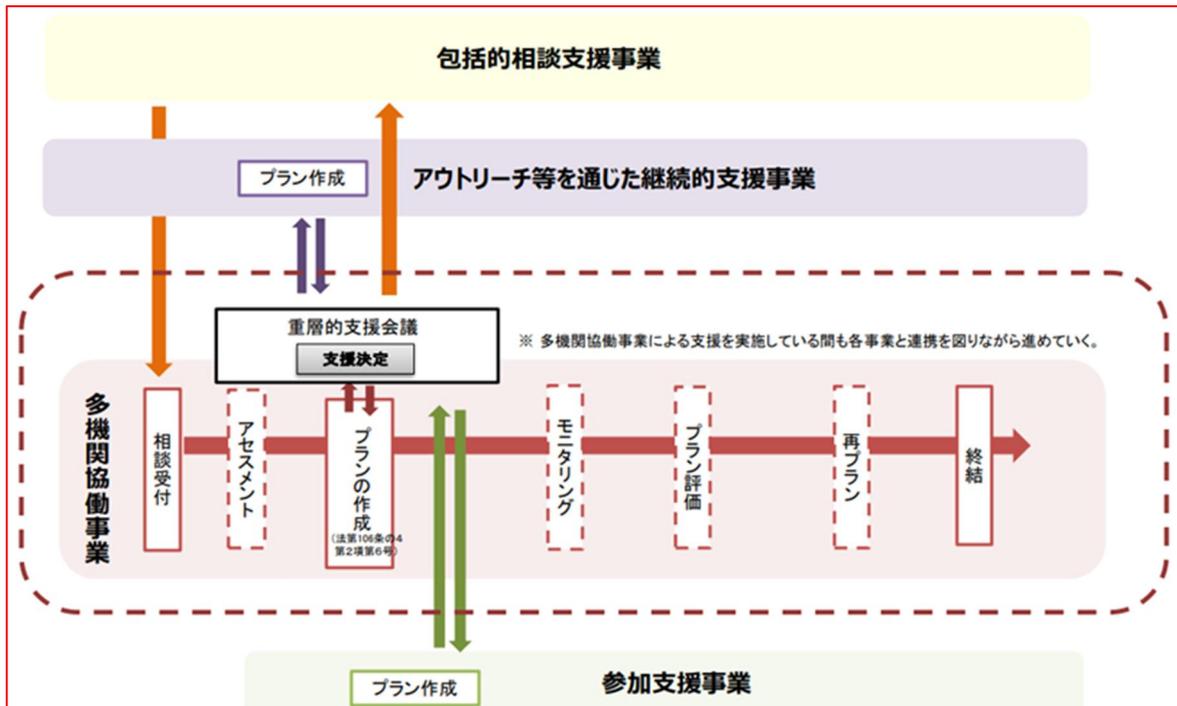
- 住み慣れた地域で、生活や福祉について安心して相談や支援を受けることができる体制の整備等を推進し、市町村や関係機関とともに、誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会を実現します。

##### 【具体的な施策】

- 官民が連携・協働し、一人一人の状況に応じて包括的に相談や支援を行う体制を市町村が構築できるよう、情報提供等により体制整備に対する支援を行います。
- 「重層的支援体制整備事業」を実施している市町村の取組事例や複合的な課題を抱える世帯への具体的な支援ケースについて市町村等へ説明するなど、情報提供や専門研修等の支援を充実していきます。
- ひとり親家庭の子どもやその保護者に必要な情報や支援が届くよう、SNS等を活用した広報や児童扶養手当の現況確認時の情報提供等、受け手の視点に立った効果的な情報発信を行います。

(案)

図：重層的支援体制整備事業のイメージ図



出典：厚生労働省ホームページ

＜県担当課：福祉保健総務課、こども家庭課＞

#### (4) 生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備

##### 生活困窮者の自立支援

###### 【現状と課題】

- 令和6年度に就労支援や関係機関との連携体制の強化をはじめとする生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しが実施されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の増加等が顕在化するなどの課題が生じています。
- 生活困窮者の問題は、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題など、様々な課題が絡み合っって複雑化しやすいため、制度の狭間に陥らないよう、広く受けとめ、課題が複雑化し生活保護に至る前の早い段階からの自立に向けた支援を充実させる必要があります。

###### 【施策の方向性】

- 相談支援員が、生活困窮者の状況を十分に把握し、自立に向けた支援プランを策定の上、関係機関と連携しながら相談者に寄り添った伴走型支援を行うなど、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の充実に努めます。

(案)

### 【具体的な施策】

- 多様で複合的な課題を抱えた生活困窮者が制度の狭間で支援を受けられないことがないように、県又は各市が生活保護に至る前の早い段階で、様々な課題を的確に把握し、就労支援、家計管理など必要な支援を行い自立の促進を図ります。  
また、ひとり親支援施策など各種支援の機会を捉えて制度の周知を行うとともに、関係機関から構成される支援会議の設置及び活用を図ることにより生活困窮者の情報を支援者間で共有を図り、早期に支援につなげるよう取り組みます。
- 一人一人の状況に応じた細やかな生活困窮者対策を推進するため、県又は各市においてこどもの学習・生活支援事業などの任意事業の実施や関係機関との連携の場である支援会議の設置が広がるよう引き続き支援を行います。
- 経済的問題だけでなく、多様で複合的な課題を抱えた生活困窮者に対して、適切に支援ができるよう、新たな支援ニーズにも対応した実践的な研修の実施を通じて、市町村や社会福祉協議会等の相談対応職員の資質の向上を図ります。
- こどもの将来に向けた自立を支援するため、進学や就職時の生活保護世帯への給付金の支給や生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けなどを実施するとともに、生活が困窮している家庭や経済的に困難を抱えるひとり親家庭のこどもに対する市町村の学習支援の取組が広がるよう支援します。

＜県担当課：福祉保健総務課、こども家庭課＞

### 多機関との連携による包括的支援体制の構築支援（再掲）

#### 【現状と課題】

- 少子高齢化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により一層深刻化している孤独・孤立の問題や「8050問題」、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなど地域住民が抱える課題が複雑化・多様化しています。
- 政府は、市町村において包括的な支援体制を構築するための事業である「重層的支援体制整備事業」を令和3年度に創設しました。本県では、令和7年度において6市村で実施されています。地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められています。

#### 【施策の方向性】

- 住み慣れた地域で、生活や福祉について安心して相談や支援を受けることができる体制の整備等を推進し、市町村や関係機関とともに、誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会を実現します。

(案)

### 【具体的な施策】

- 官民が連携・協働し、一人一人の状況に応じて包括的に相談や支援を行う体制を市町村が構築できるよう、情報提供等により体制整備に対する支援を行います。
- 「重層的支援体制整備事業」を実施している市町村の取組事例や複合的な課題を抱える世帯への具体的な支援ケースについて市町村等へ説明するなど、情報提供や専門研修等の支援を充実していきます。
- ひとり親家庭のこどもやその保護者に必要な情報や支援が届くよう、SNS等を活用した広報や児童扶養手当の現況確認時の情報提供等、受け手の視点に立った効果的な情報発信を行います。

＜県担当課：福祉保健総務課、こども家庭課＞

### (5) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

#### (関連する個別計画)

- ・新潟県高齢者保健福祉計画（R6～R8）
- ・新潟県障害福祉計画（R6～R8）

### 【現状と課題】

- 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス<sup>(注19)</sup>の整備等、分野横断的な福祉サービスが展開されています。
- 障害者等が身近な地域で障害種別等によらずに等しく障害福祉サービスやその他の支援を受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とし、また、地域間の格差を減少させるよう障害福祉サービスやその他の支援の充実を図る必要があります。
- 特に、障害の重度化・高齢化に対応した体制の整備が必要となっています。

### 【施策の方向性】

- 共生型サービスについて参入を促進し、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保を図ります。

### 【具体的な施策】

- 障害の重度化・高齢化を踏まえ、共生型サービスを含めた日中活動系サービスの整備を促進し、身近な地域でサービスが提供できる体制の充実を図るため、市町村や事業者に対し必要な情報提供や助言を行います。

＜県担当課：高齢福祉保健課、障害福祉課＞

<sup>(注19)</sup> ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイについて、高齢者や障害者等が同一の事業所で利用できるサービスのこと。

(6) 居住に課題を抱える人への横断的な支援

(関連する個別計画)

- ・新潟県住生活マスタープラン（新潟県住生活基本計画）（R4～R12）
- ・新潟県要配慮者住宅供給促進計画（賃貸住宅供給促進計画）（R4～R12）

【現状と課題】

- 誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、「住宅確保要配慮者<sup>(注20)</sup>に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が令和6年に改正され、住宅確保要配慮者のニーズに応じて安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ等を行う居住サポート住宅制度や市町村による居住支援協議会<sup>(注21)</sup>設置の努力義務化などの新たな住宅セーフティネット制度が令和7年10月に施行されました。
- 単身世帯の増加や高齢化の進行などにより、居住支援サービスに対するニーズが更に高まることが想定されるため、入居相談を行う市町村居住支援協議会の設立や、多様な専門性を持った居住支援法人<sup>(注22)</sup>の活動が必要とされています。

【施策の方向性】

- 「新潟県要配慮者住宅供給促進計画（賃貸住宅供給促進計画）」を包含した「新潟県住生活マスタープラン（新潟県住生活基本計画）」に基づき、住宅・住環境づくりに関わる様々な主体の連携・協働により、目標の達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 公営住宅の居住環境の改善や民間賃貸住宅の有効活用などといった、供給量の確保と質の改善を図る住宅セーフティネットの仕組みづくりにより、高齢者世帯、障害者世帯、新婚・子育て世帯などの安心が確保された住宅・住環境づくりを進めます。

【具体的な施策】

- 住宅確保要配慮者の円滑な居住の確保を図るため、市町村や居住支援法人、新潟県居住支援協議会の関係団体と連携し、公営住宅や民間賃貸住宅などによる重層的な住宅セーフティネットの仕組みづくりを進めます。
- 新潟県居住支援協議会と連携しながら、市町村による居住支援協議会の設立を支援します。
- 公営住宅の供給目標達成に向け、既存の公営住宅の長寿命化や空き家募集等により適切な供給を図るとともに、住宅確保要配慮者数の推計や公営住宅のストック数などを基に住宅困窮者の状況に応じた提供を行います。

<sup>(注20)</sup> 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、新婚世帯といった、住宅の確保に特に配慮が必要なものとして法令等で定める者。

<sup>(注21)</sup> 住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体が不動産関係団体、居住支援団体等と連携して、住宅情報の提供等の支援を実施するために設置する協議会。

<sup>(注22)</sup> 住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県知事が指定するもの。

(案)

- セーフティネット登録住宅や居住サポート住宅の供給を促進するため、市町村や民間賃貸住宅の所有者に対して制度の周知を図ります。

＜県担当課：都市政策課＞

### (7) 就労に困難を抱える人への横断的な支援

#### (関連する個別計画)

- ・新潟県高齢者保健福祉計画 (R6～R8)
- ・新潟県障害者計画 (R7～R14)
- ・新潟県こども計画 (R7～R11)

#### 【現状と課題】

- 生活保護受給者に対しては、就労支援員等による就労支援を行っているほか、生活困窮者自立支援制度では、直ちに就職活動が困難な者に対して就労に向けた準備を行う「就労準備支援事業」を行うなど、本人の状況に応じた支援を実施していますが、生活や健康面等における就労阻害要因の軽減が課題となっています。
- 就労継続支援B型事業所の工賃の向上に向けて、事業所が提供する授産製品・サービスの質の向上と仕事量の確保が課題となっています。
- 県のアンケート等（令和6年度実施）によれば、ひとり親世帯のうち母子世帯が約9割を占めており、その約半数は非正規雇用であるなど、経済的基盤の弱い世帯が多く、昨今の物価高騰の影響により、生活への負担が一層重くなっていることが考えられます。
- 厳しい雇用環境に置かれている高年齢者の再就職の促進は、重要な課題であり、高年齢者の特性やキャリアに応じた職業能力開発と再就職支援が求められています。

#### 【施策の方向性】

- 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等、就労に困難を抱える人に対して、状況に応じた就労支援を行います。

#### 【具体的な施策】

- 生活困窮者等、就労に困難を抱える人については、ひとり親支援施策など各種支援の機会を捉えての制度周知や支援会議を活用した生活困窮者の情報共有により、支援対象者の把握に努めます。
- 具体的な支援は、就労の困難度に応じた段階的な支援が必要となることから、「就労準備支援事業」やハローワークと連携した支援を実施するほか、生活保護に至る前の早い段階から、生活困窮者の抱えている様々な課題を的確に把握し、家計管理など生活上の課題の解決に必要な支援を通じて、自立の促進を図ります。

(案)

- 工賃向上に向け、新分野に進出しようとする事業所の研究・準備を支援します。また、授産活動コーディネーター<sup>(注23)</sup>を配置し、民間等からの受注業務を事業所へ斡旋・調整するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの県調達を推進します。
- 職場実習の活用を通じた、障害者と企業とのマッチングを支援します。（再掲）
- 企業内で障害者雇用をサポートする人材の育成とコーディネーターの派遣による定着を促進します。（再掲）
- ひとり親家庭の生活の安定及び経済的自立を促進するため、「ひとり親ジョブマッチにいがた」による就業あっせんや相談対応をはじめ、SNSによる情報発信や就業セミナーの開催などによる就業支援、就職に有利な資格取得の後押しなどにより、収入の増加に向けた取組を推進します。
- 高齢者の就業を促進するため、働き手の掘り起こしに向けた就業分野別体験会や合同企業説明会、企業の中途採用に向けたセミナー等を開催します。（再掲）
- 中高年齢者向けの職業訓練を実施します。（再掲）

**<県担当課：福祉保健総務課、障害福祉課、こども家庭課、雇用能力開発課>**

## (8) 県民運動としての自殺対策の推進

### (関連する個別計画)

- ・新潟県自殺対策計画（R7～R14）
- ・新潟県障害者計画（R7～R14）
- ・新潟県障害福祉計画（R6～R8）
- ・新潟県アルコール健康障害対策推進計画（R7～R14）
- ・新潟県ギャンブル等依存症対策推進計画（R4～R9）
- ・健康にいがた21（R7～R14）
- ・新潟県高齢者保健福祉計画（R6～R8）
- ・新潟県こども計画（R7～R11）
- ・新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画（R6～R10）
- ・第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）（R4～R8）
- ・新潟県犯罪被害者等支援推進計画（R3～R7）

### 【現状と課題】

- 本県では、昭和60年度から全国に先駆けて自殺対策に取り組み、また、平成29年度からは「新潟県自殺対策計画」を策定し、「個人の問題」と認識されがちであった自殺を「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」という認識のもとに、県民運動として様々な自殺対策に取り組んできました。

<sup>(注23)</sup> 障害福祉サービス事業所における受注業務の安定化と新規受注に向けた営業等を担当する人。

(案)

- これらの対策を行ってきたこともあり、本県の自殺者数は減少してきたものの、依然として自殺死亡率は、全国と比較して高い状況で推移しており、世代別に見ると、中高年男性と高齢者が多くなっています。また、精神疾患を抱えるなど自殺のリスクが高い人や、悩みを抱え込む傾向がある若年層については、特に関係機関と連携したきめ細やかな相談支援を行っていくことが重要です。
- 自殺の背景には健康問題・家庭問題等の個人的要因や、経済問題・勤務問題等の社会的要因等、様々な問題が複雑に絡みあっていることから、悩みを抱えている人がためらわずにSOSを発信し、必要な相談支援につながり、また、県民一人一人が周囲の方の不調に気づき、相談支援につなげることができる社会を構築していく必要があります。

### 【施策の方向性】

- 県民一人一人が自殺予防に対する意識を持つことや、社会全体で自殺の危険性を低下させるために関係団体が連携すること等を基本方針とし、自殺の多い世代や自殺のリスクが高い人への支援、また、生きづらさを抱えた人への支援を推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現します。

### 【具体的な施策】

- 「新潟県自殺予防対策推進県民会議」の開催等により、県民運動として自殺対策を推進します。
- 自殺の多い世代や自殺のリスクが高い人などに対し、必要により精神科医や弁護士等の専門職や関係機関と連携しながら、状況に応じたきめ細やかな相談支援を行います。
- 関係機関が自殺予防の視点を持って支援に取り組めるよう、情報の提供、活動の支援や研修等の実施により、連携の推進を図ります。

図：みまもリン



ひとりでも悩まないで。

「新潟県こころの相談ダイヤル」の番号を図形として覚えやすくするとともに、親近感が持てる犬のキャラクターにより、電話することへの抵抗が少なくなることを目的とした「新潟県こころの相談ダイヤル」のオリジナルキャラクターです。  
(胸元がハートのバージョンもあります。)

新潟県こころの相談ダイヤル  
0570-783-025

<県担当課：障害福祉課>

(9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への権利擁護

(関連する個別計画)

・新潟県高齢者保健福祉計画 (R6～R8)

権利擁護関連制度の実施体制の確保

【現状と課題】

- 「成年後見制度<sup>(注24)</sup>の利用の促進に関する法律」において、市町村はその区域における制度の利用促進に関する施策について基本的な計画の策定を行うよう努めることとされており（令和6年4月時点、計画策定済19市町村）、県には広域的な見地から市町村の支援を行うことが求められています。また、国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」において、県や市町村には意思決定支援の浸透や中核機関による地域連携ネットワークづくりの推進が求められています。
- 親権者の死亡等により未成年者に対し親権を行う人がいない場合は、家庭裁判所が申し立てに基づき未成年後見人を選任します。未成年後見人は、こどもの権利擁護を図る上で重要な役割を担っていることから、経済的な理由で報酬等を支払うことが困難な児童等の未成年後見人を確保できるよう、支援する必要があります。
- 知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でないため、自ら適切に財産管理を行ったり、福祉サービスの利用手続きを行ったりすることが困難な人を保護し支援する成年後見制度の理解を広め、制度が適切に活用されるよう、環境整備を行う必要があります。
- 判断能力が十分でない人が、地域において自立して生活できるよう、県社会福祉協議会を実施主体（全市町村の社会福祉協議会が事業の実施機関）として、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料金の支払等の支援を行う「日常生活自立支援事業」を行っています。
- 今後も、制度の利用を促進するため、引き続き県社会福祉協議会等への支援を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

- 成年後見制度の利用に至る前の支援の一つとして、県社会福祉協議会を実施主体とする「日常生活自立支援事業」について支援するとともに、同事業から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく確保されるよう取り組みます。
- 身近な地域で総合的な相談支援を受けることができるよう、県の相談支援拠点を中心に、市町村等と連携しながら、地域における相談支援体制の充実強化を図ります。
- 家庭裁判所に対する未成年後見人選任の申し立ては、未成年者本人や親族、その他の利害関係人が申し立てることができることから、児童相談所は、親権を行う者のい

<sup>(注24)</sup> 判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所が後見人を選任し、本人の権利や財産を保護・支援する制度。

(案)

ない未成年者について、その福祉のために必要がある場合は、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求を行います。

### 【具体的な施策】

- 市町村その他関係団体を対象とした研修会や会議等の開催により、支援者の資質の向上を図るとともに、第三者後見人の受け皿となる法人後見実施団体<sup>(注25)</sup>の確保や市民後見人の育成を促進します。また、市町村長申立に関する研修会の開催により、成年後見制度の利用を促進します。
- 県社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」について、必要経費を補助する等引き続き支援を行うとともに、制度の普及啓発を行います。
- 児童相談所が必要と認めた未成年後見人に対し、報酬や未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険の補助を行っています。経済的な理由で報酬等を支払うことが困難な児童等が、未成年後見人からの適切な支援を受けられるよう、引き続き制度の円滑な運用を図ります。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う市町村の基幹相談支援センターの設置、市町村自立支援協議会の運営活性化及び地域の相談支援体制整備に向け、相談支援拠点を中心に専門アドバイザーの派遣や会議の開催等により広域的かつ専門的な支援を行います。
- 成年後見制度中核機関の体制整備に向けて、体制整備支援アドバイザーを配置し、中核機関の設置に必要な助言等を行います。

＜県担当課：福祉保健総務課、高齢福祉保健課、障害福祉課、こども家庭課＞

(10) 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応等

#### (関連する個別計画)

- ・新潟県高齢者保健福祉計画 (R6～R8)
- ・新潟県障害者計画 (R7～R14)
- ・新潟県社会的養育推進計画 (R7～R11)

### 【現状と課題】

- 福祉の各分野で虐待を防止する法律が施行され、市町村等関係機関は虐待の早期発見・早期対応や連携体制の整備を進めてきました。しかし、虐待対応件数は増加傾向にあります。  
(高齢者虐待：P10 図8、障害者虐待：P11 図9、児童虐待：P12 図10)
- 高齢者や障害者、児童への虐待や配偶者等からの暴力(DV)は、家庭や施設及び就労先の閉鎖的な空間で行われていることが多いことから、発見しにくく、発見されたときには深刻な状況になっている場合があります。

<sup>(注25)</sup> 社会福祉法人、社団法人、NPO法人などの法人で、成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う団体。

(案)

- 虐待の未然防止及び早期発見・対応のために、更なる対策が必要です。

### 【施策の方向性】

- 社会的、身体的に弱い立場にある人を虐待から守るため、虐待防止の取組を推進します。
- 虐待の未然防止、早期発見・早期対応の体制を整備します。
- 市町村や施設における虐待対応・支援体制を強化します。

### 【具体的な施策】

- 地域住民や関係者への虐待の相談・通報窓口の周知徹底のほか、住民同士の見守り意識向上や施設等における虐待を防止するため、市町村職員、施設従事者、養介護施設職員、里親等社会的養育の関係者に対する研修等の実施により、正しい知識の普及啓発を行います。
- 市町村、民生委員・児童委員、医師会、サービス事業者等の関係機関や当事者及び当事者の家族その家族などが参画する虐待防止に関する協議の場の設置等により、関係機関における連携体制構築を支援します。
- 市町村や施設に対し、虐待や権利擁護に係る処遇困難事例に対応するため、弁護士等による専門相談窓口の設置や専門職チームを派遣します。

＜県担当課：高齢福祉保健課、障害福祉課、こども家庭課＞

(11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援

(関連する個別計画)

・新潟県障害者計画 (R7～R14) ・新潟県再犯防止推進計画 (R8～R12)

### 【現状と課題】

- 平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第4条第2項に、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが明記されました。
- 再犯防止のためには、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を強固にし、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援の実現が必要です。
- 県は、こうした状況を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、令和8年3月に「第二次新潟県再犯防止推進計画」を策定しました。

(案)

### 【施策の方向性】

- 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく県民の理解協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員としてともに生き、支え合う社会の実現を目指します。

### 【具体的な施策】

- 「新潟県再犯防止推進計画」により各関係機関が各種施策を実施します。
- 課題等の情報共有、「県計画」の管理等を行うため、関係機関による「再犯防止（社会復帰）推進会議」を設置し、効果的な再犯防止の推進を図り、社会復帰を支援します。
- 高齢又は障害により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰のため、「新潟県地域生活定着支援センター」において、刑事司法関係機関と連携し、刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。
- 刑事司法手続きが終了し社会復帰した者等を対象とした総合相談窓口を設置し、対象者からの相談受付・助言や支援に適した福祉、就労等関係機関の紹介、連絡調整を実施します。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

## (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存の社会資源等の活用

### (関連する個別計画)

- ・新潟県高齢者保健福祉計画（R6～R8）
- ・新潟県こども計画（R7～R11）

### 【現状と課題】

- 少子高齢化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、福祉の各分野において福祉や医療のニーズが増大するとともに、複雑化・多様化する中で、安心して暮らせる体制整備が求められています。
- 地域のつながりの希薄化や少子化の進行などにより、こどもが安全で安心して過ごせる居場所の必要性が高まっています。こどもの居場所の1つであるこども食堂の新潟県内の箇所数は、令和6年9月時点で170箇所となり、令和元年と比較し、2.7倍に増加しています。
- 市町村は、高齢者が地域とつながる場としての多様な「居場所」（通いの場、認知症カフェ<sup>(注26)</sup>等)をはじめとした、地域住民や民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による生活支援や支え合い・助け合い活動の創出・充実に取り組んでいます。県内において、介護予防に資する通いの場は2,663か所（令和5年度末）、認知症カフェ等、認知症の人や家族等が交流する場は356か所（令和6年度）展開されています。

<sup>(注26)</sup> 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場。

(案)

- ひきこもり支援については、ひきこもり状態にある本人やその家族への相談支援をはじめ、社会参加のための第一歩となる居場所づくりや、地域における関係機関とのネットワーク構築などの幅広い取組が、身近な市町村の中で行われることが重要ですが、専門的な人材の確保や、事業実施のためのノウハウの不足などが課題となっています。

### 【施策の方向性】

- 住み慣れた地域で、誰もが支え、支えられる社会を実現するためには、市町村において多様で包括的な支援ニーズに対応する体制の構築が必要であり、県もその取組を支援する必要があります。
- 地域福祉の中核である社会福祉協議会が、住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の推進を図るとともに、多機関等との連携により地域全体で生活課題や福祉課題を解決していくための重層的支援体制推進や支援のプラットフォームづくりを目指します。
- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大やこどもや子育て当事者の社会的孤立等に対応するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する必要があります。
- 市町村により地域資源が異なる中、増加する高齢者ニーズに対応するため、継続的な市町村支援を通じ、地域の多様な主体による支え合い・助け合いの取組の活性化を図る必要があります。
- ひきこもり支援については、地域の実情に応じて、既存の社会資源やネットワークも活用しながら、市町村において支援体制の整備が進み、取組の一層の充実が図られるよう、市町村への積極的な支援に努めます。

### 【具体的な施策】

- 住民からの多様な生活課題を受け止め、できるだけ身近な地域で解決につなげるための仕組みづくりを支援します。また、住民参加の福祉活動を推進するため、関係機関等との連携のもと、住民主体の地域協働による推進体制を構築し、課題解決への取り組み過程を通じた共助の仕組みの強化を図ります。
- 官民が連携・協働し、一人一人の状況に応じて包括的に相談や支援を行う体制を市町村が構築できるよう、体制整備に対する支援を行います。
- 地域における支え合いの仕組みづくりと助け合い活動の創出を推進するため、市町村それぞれの課題に応じたアドバイザーの派遣、好事例の情報提供及びネットワーク構築のための研修や情報交換会の開催等、各地域の実情に沿った支援を行います。
- 新潟県高次脳機能障害相談支援センター<sup>(注27)</sup>を拠点とし、高次脳機能障害の専門的な相談支援や関係機関との連携・調整、情報発信等の充実を図ります。

---

<sup>(注27)</sup> 高次脳機能障害者及びその家族に対する支援を行うとともに、高次脳機能障害者等に対する相談支援体制の整備や普及啓発等を行う拠点として設置された機関。

(案)

- ひきこもり支援については、質の高い支援を行える人材を育成するための研修の実施や、好事例の横展開などにより、市町村を支援します。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる場所として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館などの身近な施設・事業所や地域の民生委員・児童委員等が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を推進します。
- 子育て中の保護者同士が交流し、相談ができる場所を提供するため、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点などの身近な施設・事業所において、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- 心身の健康や衣食住、進学や学習する機会を確保し、こどもや子育て当事者が社会的に孤立することがないように必要な支援につなげるため、市町村や団体等と連携・協働して、こども食堂や学習支援の場など多様な居場所づくりの整備に向けた取組を推進します。

#### コラム：多様な「居場所」の取組

現在では全国に広まる「地域の茶の間」をはじめ、県内では「通いの場」、「サロン」、「認知症カフェ」、「地域食堂」などの様々な「居場所」の活動が、高齢者を含む多世代の地域住民や、NPO・企業などの多様な主体により展開されています。

「居場所」では、茶話会や体操、医療や介護にまつわる講話、ボランティア活動、畑づくり、手工芸、ミニコンサート、料理など、地域住民の関心事項と、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動や高齢者自身のスキルを活かした活動とをつなげた多様な活動を行っています。

これからも、こうした地域のつながりの中で、「居場所」の取組みが一層活発になるよう支援していきます。



＜県担当課：高齢福祉保健課、障害福祉課、こども家庭課＞

(13) 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理

**【現状と課題】**

- 県民が関わる圏域には、隣近所という極めて近い関係から、自治会、小中学区、日常生活の範囲、市町村全域、県全域などと広がっていきます。
- 住民が地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることが必要ですが、複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域での福祉以外も含めた圏域において、地域住民がそれぞれの力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要です。
- 小さい圏域での解決が困難な事例については、より広域で専門的なネットワークにより解決が図られるような支援体制が必要ですが、多様な地域課題に対応するためには、地域の実情に合わせた柔軟な体制も求められます。

**【施策の方向性】**

- 住民等が身近な圏域において主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができるよう、市町村は包括的な支援体制を整備することが必要であり、県はその取組を支援していきます。

**【具体的な施策】**

- 官民が連携・協働し、一人一人の状況に応じて属性や分野を超えた包括的な相談や支援を行う体制を市町村が構築できるよう、交付金の交付など体制整備に対する支援を行います。
- 「重層的支援体制整備事業」を実施している市町村の取組事例や複合的な課題を抱える世帯への具体的な支援ケースについて市町村等に説明するなど、情報提供や専門研修等の支援を充実していきます。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

**(14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進**

**【現状と課題】**

- 共同募金は、民間福祉活動を支える重要な財源であり、同運動の活性化を通して、地域住民等に対し地域福祉への関心を喚起するとともに、地域福祉推進上の寄附の重要性等について広く啓発する必要があります。
- 老人クラブ<sup>(注28)</sup>やこども会などの地域組織に加え、NPOやボランティア団体等が高齢者やこども・子育て支援の活動を地域で行っていますが、運営基盤の不安定なボランティア団体・NPO等が多い中で、財源確保手段の多様化が求められます。

**【施策の方向性】**

- 共同募金等の周知を図り、企業や一般の方からの寄附の獲得を図るとともに、NPOやボランティア団体等には地域課題の解決や福祉向上を目指す取り組みへの助成制度等の活用を促します。

**【具体的な施策】**

- 地域福祉活動を行う団体を継続して支援していくため、共同募金等に関する広報活動に協力します。
- 募金の実施主体等と連携しながら分かりやすい情報発信に取り組むことにより、団体による助成制度等の活用を促進します。

**<県担当課：福祉保健総務課>**

**(15) 地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築**

**【現状と課題】**

- 地域生活課題を解決するための地域づくりに資する事業は、福祉分野だけでなく、町おこし、商工、交通等、様々な分野で実施されています。
- 事業の効果的・効率的な推進のために、各分野の連携を図ることが必要です。

**【施策の方向性】**

- 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する事業の一体的な実施を図ります。

<sup>(注28)</sup> 「老人福祉法」第13条において老人福祉の増進に向けて位置づけられた地域を基盤とする高齢者(概ね60歳以上)の自主組織。

(案)

**【具体的な施策】**

- 取組事例の情報発信やネットワーク形成の支援により横展開を促進します。
- 地域づくりを推進するための市町村間の情報共有の場づくりを支援するため、市町村における包括的な支援体制の構築に資する情報や県内外の先進事例の情報を提供します。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

(16) 全庁的な体制整備

**【現状と課題】**

- 地域生活課題に対する公的支援は、高齢者、障害者、こども・子育て等の福祉分野ごとに充実が図られてきましたが、近年、地域生活課題が複合化・複雑化し、ひとつの福祉分野だけでは、その解決が困難になっています。
- 地域生活課題を抱える人や世帯を包括的に支援していくために、福祉、保健、医療等、庁内の分野横断的な連携体制の整備が必要となっています。

**【施策の方向性】**

- 地域生活課題を抱える人や世帯の包括的な支援に向けて、福祉、保健、医療、教育、雇用等、庁内における分野横断的な連携体制の整備を実施します。

**【具体的な施策】**

- 地域生活課題の解決に向けて、福祉以外の分野も含めた課題に応じた連携推進体制の構築・運営等により、庁内関係課等との連携を実施します。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

## 2 市町村の地域福祉推進の支援

### (1) 市町村に対する支援

#### 【現状と課題】

- 平成30年の「社会福祉法」の一部改正（平成30年4月施行）により、市町村地域福祉計画を策定すること、策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うこと等を努力義務とする規定が設けられました。また、地域福祉計画に包括的な支援体制の整備に関する事項を盛り込むことを努力義務とする規定が設けられました。
- 本県において地域福祉計画を策定した市町村数は22（全市町村の73.3%）と全国（全市町村の87.5%）と比較して策定した市町村の割合が低くなっており、引き続き策定を支援していく必要があります。
- 県の調査（令和7年度実施）によると、重層的支援体制整備事業を実施するなどの包括的な支援体制の構築をしていると回答した市町村は、30市町村中12市町村となっています。

#### 【施策の方向性】

- 地域福祉計画等の策定（改定）や、計画の推進に向けた助言・支援を行います。

#### 【具体的な施策】

- 策定状況調査等の定期的な実施やヒアリング等により地域福祉計画の策定（改定）支援を行うとともに、個々の実情に応じた助言等を行い、地域福祉計画の推進を支援します。
- 市町村の「重層的支援体制整備事業」の実施及び実施計画の策定を推進するため、市町村向けの研修等を実施します。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

### (2) 地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援

#### 【現状と課題】

- 近年、社会保障や福祉制度の狭間にある課題や複数の生活課題を抱えるなど、福祉のそれぞれの分野だけでは対応困難なケースが増加しており、高齢、障害、児童等の分野横断的かつ複合的な課題に対応する必要性が高まっています。
- 高齢、障害、児童等の分野を横断的かつ総合的に事業を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるために、地域福祉の中核である社会福祉協議会が、行政や関係機関・団体とのパートナーシップのもと、地域共生社会の実現

(案)

に向けた取組に積極的に関わり、住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の推進を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 地域福祉を推進する市町村社会福祉協議会が様々な個別相談に対して的確に対応できるよう、地域の課題解決に資する体制づくりを支援していきます。  
また、地域共生社会の実現に向け、多分野の連携を図りながら各種支援事業に取り組むことが期待されていることから、行政や社会福祉法人、NPO等の関係機関との連携・協働を目指す取組を支援します。

#### 【具体的な施策】

- 市町村社会福祉協議会において、地域が抱える多様な生活課題の解決に向けた事業を展開していくために、県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会職員を対象とした研修等による人材育成を行います。
- 県社会福祉協議会における、制度の狭間や支援につながり難い課題を発見し、地域を基盤に解決につなげる取組や、地域福祉の中核機関として関係機関・団体等と連携・協働を図ることを目指す市町村社会福祉協議会における取組等に対して支援します。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

### (3) 県内の福祉サービスに関する情報の収集及び発信

#### 【現状と課題】

- 住民、社会福祉法人、NPO等の主体により、求めている福祉サービスに関する情報の内容が異なります。
- 様々な主体が必要なときに適切な情報を取得するための前提として、質・量ともに十分な情報提供の体制が確保されている必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 地域における福祉サービスに関する情報について、関係機関で連携しながら情報の収集及び発信に取り組めます。

#### 【具体的な施策】

- 適切な福祉サービスに関する情報を提供するため、主体に合わせた情報伝達の在り方について、市町村・関係機関と連携しながら見直し、県民等への分かりやすい情報発信に取り組むとともに、様々な広報媒体を活用し広く周知を推進します。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

### 3 地域福祉を担う人づくり

#### (1) 福祉人材の確保・育成

##### 【現状と課題】

- 本県では、少子化や若年層の県外流出等による人口減少を背景として、福祉、医療等の幅広い分野で人手不足の状況が続き、近年、有効求人倍率は全国平均を上回る値で推移しています。また、介護関係職種においては、全国平均は下回りますが、県内における全職種の有効求人倍率よりも高く推移しています。
- 今後もこの状況が続くと、地域の暮らしや経済を支える専門人材や次世代の担い手不足が更に加速し、地域の社会活動の維持や持続的な発展に影響を及ぼすおそれがあります。

##### 【施策の方向性】

- 県民の生活を維持・継続するため、福祉、医療等の地域福祉を支える様々な分野の人材について育成・確保を推進します。
- 人口減少下においても社会機能を持続させるため、それぞれの分野に応じた手法・経路による人材確保策を講じるほか、人材の県内定着の促進及び外国人を含む多様な人材が活躍できる環境の整備を推進します。

##### 【具体的な施策】

- 市町村や関係機関と連携して専門的人材の確保と資質向上を推進します。
- 養成施設の運営費支援・指導者の育成等により専門的人材養成を推進します。
- 専門職の魅力を発信し若者の意欲を喚起することにより、県内外の専門的人材の県内就業等を促進します。

<県担当課：福祉保健総務課>

#### (2) 介護人材の確保・育成

##### (関連する個別計画)

- ・新潟県高齢者保健福祉計画（R6～R8）

##### 【現状と課題】

- 本県の介護関連職種の人手不足感は増大しており、新潟労働局が公表する「職種別主要指標」から県が算定した有効求人倍率の年度別の値は、令和4年度は3.80倍、令和5年度は4.82倍、令和6年度は5.55倍と年々上昇している状況にあります。
- 介護職員数について県が試算した結果、「第9期新潟県高齢者保健福祉計画」の期間の終期である2026年（令和8年）の介護需要を満たすには、令和4～8年度にかけて、年間約320人（常勤換算）ずつ増加させる必要があります。新たな人材確保策

(案)

を講じなかった場合、生産年齢人口の減少に伴って職員の供給見込みも減ることが予測され、人材確保が急務となっています。

- 介護業界の正しい情報や介護の仕事の魅力を発信し、就業を促進するための取組を強化していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 「新潟県高齢者保健福祉計画」に基づき、介護人材等の確保・定着及び介護現場の生産性の向上に取り組めます。

#### 【具体的な施策】

- 広く県民に対して、介護の仕事の魅力ややりがいなどを情報発信します。
- 介護現場を体験する機会等を提供し、介護人材確保の裾野拡大に努めます。
- 介護福祉士養成施設への入学者に対する修学資金の貸付を行います。
- 適切な支援による介護人材のマッチングを推進します。
- 資格を持っていないながら就業していない潜在的有資格者に対して、介護を取り巻く最新状況や介護の基礎についての情報提供を行います。

＜県担当課：高齢福祉保健課＞

### (3) 障害福祉人材の確保・育成

#### (関連する個別計画)

- ・新潟県障害者計画 (R7～R14)
- ・新潟県障害福祉計画 (R6～R8)

#### 【現状と課題】

- 障害福祉サービスの利用者数は、令和4年度は34,717人、令和5年度は36,300人、令和6年度は38,040人と年々増加しています。
- 障害福祉サービス従事者等を安定的に確保していくため、就業促進や資質向上・処遇改善などの効果的な取組を進める必要があります。
- 身近な地域で障害者等の生活を支えるため、相談支援及び障害福祉サービス等に関する専門的な知識・技能を有する人材を幅広く確保するとともに、資質の向上を図ることが求められています。

#### 【施策の方向性】

- 相談支援従事者、サービス提供に係る責任者をはじめ、サービス提供に直接必要な担い手の確保及び育成に取り組むとともに、障害者等の権利を擁護する観点から、サービスの質の向上を図る取組を実施します。

(案)

### 【具体的な施策】

- 広く県民に対して、障害福祉分野で働く魅力ややりがいに関する情報発信を行います。
- 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して職員の研修機会の確保について指導し、職員の資質の向上を図ります。
- 新潟県自立支援協議会<sup>(注29)</sup>において、県内の障害福祉サービス従事者等に関する実態把握を行い、人材確保・育成・定着に関する具体的な方策について検討します。

＜県担当課：障害福祉課＞

## (4) 児童福祉人材の確保・育成

### (関連する個別計画)

・新潟県こども計画 (R7～R11) ・新潟県社会的養育推進計画 (R7～R11)

### 【現状と課題】

- 本県における保育所等の待機児童<sup>(注30)</sup>数は、令和3年度以降ゼロを継続しているものの、延長保育や休日保育、一時預かりなど、保育ニーズの多様化を背景に、保育士の有効求人倍率はおおむね2倍前後で高止まりしており、保育従事者の人手不足感が依然として続いていることから、処遇改善や就業・定着促進、資質向上など、保育人材の確保に向けた取組を推進していくことが求められています。
- 社会的養護に係る里親やファミリーホーム、施設等の職員は、こどもの権利を主体としてこどもの最善の利益と、権利擁護に配慮した取組をすることが求められています。

### 【施策の方向性】

- 保育所等の待機児童数ゼロを継続するとともに、社会の変化により多様化する保育ニーズに対応するため、保育人材の確保・定着及び保育従事者の資質向上を支援し、質の高い保育・教育の提供体制の整備を図ります。
- 里親やファミリーホーム、施設等の職員がこどもの権利を尊重し、サービスの質の向上を図る取組を実施します。

<sup>(注29)</sup> 「障害者総合支援法」第89条の3に基づき、市町村及び都道府県が設置する協議会。関係機関、関係団体及び障害者、福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事するもの等により構成され、地域課題の検討、資源開発及び啓発普及等を行う。

<sup>(注30)</sup> 保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していない児童。

(案)

### 【具体的な施策】

- 民間の認定こども園などが従事者に対する処遇を改善するため、施設型給付費<sup>(注31)</sup>等において、給与の改善やキャリアアップの取組に応じた加算を活用するよう促します。
- 保育士養成施設への修学にかかる資金や潜在保育士の再就職等に向けた準備金の貸付を行うとともに、研修や施設とのマッチングを行うなど、関係機関と連携しながら保育士の安定的な人材確保に努めます。
- 保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域子ども・子育て支援事業などに従事する職員の職務の遂行に必要な知識及び技術に関する研修会を充実させ、人材の養成及び資質の向上を図ります。
- 里親やファミリーホーム、施設等の職員がこどもとの信頼関係に基づいた支援を行うことができるよう、研修等の実施により里親や施設職員の専門性の向上に努めます。

＜県担当課：こども家庭課＞

### (5) その他の福祉人材の確保・育成

#### (関連する個別計画)

- ・新潟県高齢者保健福祉計画 (R6～R8)

#### 民生委員・児童委員活動の強化

### 【現状と課題】

- 民生委員・児童委員は、地域住民の様々な相談に応じ、必要な福祉サービスにつなげることや、福祉サービスに関する情報の適切な提供など、地域と行政をつなぐ重要な役割を担っており、県内（新潟市を除く）では約3,400人の民生委員・児童委員が活動しています。  
また、民生委員・児童委員のうち、担当区域をもたず、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がおり、県内（新潟市を除く）では約300人の主任児童委員が活動しています。
- 近年、地域コミュニティの衰退・人間関係の希薄化等の地域生活課題が増加するとともに、貧困・虐待・ひきこもり・災害時支援など課題が多様化・複雑化する中、民生委員・児童委員に期待される役割もさらに増加し、複雑化してきています。
- 高齢化・人口減少の進行や雇用年齢の引き上げ、民生委員・児童委員の役割や負担感の増大等により、民生委員・児童委員のなり手が不足し、定数に対する充足率は、

<sup>(注31)</sup> 教育・保育の給付認定を受けたこどもが、特定保育・教育施設を利用する際の費用を補助するための給付金。基本的に保護者に給付されるものであるが、教育・保育に要する費用に確実に充てられるよう、市町村から施設に支給される。（法定代理受領）

(案)

令和元年：96.1%、令和4年：94.3%（新潟市を除く、12月1日現在（主任児童委員含む））（表6）と低下傾向にあるため、一人一人の負担が増加しています。

#### 【施策の方向性】

- 民生委員・児童委員の確保と活動支援に向けた取組を推進します。
- 各種広報媒体での民生委員・児童委員活動のPR、各種表彰により社会連帯感と社会福祉への住民参加意識の高揚を図る等、活動しやすい環境を整備していきます。

#### 【具体的な施策】

- 委員としての活動に必要な知識・技能を習得するための研修を実施します。
- 制度や活動内容、また、「担い手確保対策事業」を活用した民生委員協力制度などについて、県の広報誌やホームページ等で県民に広く周知します。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

### ボランティアやNPO活動等への参加促進と活動の活性化

#### 【現状と課題】

- 少子高齢化と人口減少に伴う地域社会や家族構成の変化、経済的困窮や社会的孤立等を背景に、既存の社会保障制度や福祉制度では対応しきれないなど、生活課題等が複雑化、多様化しています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、ボランティアやNPO活動等への参加促進や活動の活性化等により、住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の推進を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 住民一人一人が地域生活課題に関心を持ち、自ら身近な問題として捉え、解決に向けた活動に主体的に参画できるよう、ボランティアやNPO活動等の一層の普及・促進に向けて支援を行います。

#### 【具体的な施策】

- 県社会福祉協議会が行う地域における様々な生活課題や福祉課題を解決するための担い手や支援者の育成、関係機関・団体等との連携・協働の推進を支援します。
- 県社会福祉協議会の県民たすけあい基金と連携し、県内における地域福祉の向上を目指し、地域福祉に関わる地域住民及び民間福祉団体の自主的かつ継続的なボランティア活動の育成、助長を図ります。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

## 高齢者の生活や活動・活躍を地域で支える取組の推進

### 【現状と課題】

- 高齢者が生き生きとして社会における役割を果たす姿は、次世代の見本となり、明るい希望ともなります。豊かな高齢期を送るため、世代を超えて高齢期のあり方や高齢者の生きがいと健康づくりへの意識・関心を深めていく必要があります。
- 高齢者の健康保持と相互の生活支援という観点から、さらには地域社会の担い手として、老人クラブは、その活動や役割が期待されます。
- 一方、高齢者の意識の変化や活動の多様化等により、老人クラブのクラブ数、会員数とも年々減少する傾向にあり、時代の変化に対応した活動の活性化や、様々な高齢者ニーズに応えられる組織づくり等を通じ、老人クラブの魅力を高めていくことが求められています。
- また、意欲と能力のある高齢者には、地域づくりリーダー等社会の支え手として活躍してもらうことが期待されます。

### 【施策の方向性】

- 高齢者の健康保持と相互の生活支援を充実させることや、高齢者が主体的に活躍できる環境づくりを推進していく必要があります。

### 【具体的な施策】

- 老人クラブや市町村老人クラブ連合会、一般財団法人新潟県老人クラブ連合会が行う健康づくり、支え合いづくり、生きがいづくり及び地域貢献等の多彩な活動に対して支援し、それぞれの主体的な取組を促進します。
- 意欲と能力のある高齢者に、地域づくりのリーダー等として活躍してもらうため、シニアカレッジ新潟における学習機会の提供を行います。

＜県担当課：高齢福祉保健課＞

## 4 地域福祉サービスの基盤づくり

(1) 市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進

(関連する個別計画)

・新潟県高齢者保健福祉計画 (R6～R8)

### 苦情解決制度の充実

#### 【現状と課題】

- 福祉サービスの利用者が適時に苦情等を言える環境づくりを進めるため、「苦情解決制度」の周知を図っています。
- 利用者が自分に合った福祉サービスを選択できるように、利用者と事業者間の福祉サービスに関する調整を行う「苦情解決制度」の充実を図り、利用者の立場に立った福祉サービス制度の運用を図る必要があります。
- 「社会福祉法」第 83 条に基づき、県社会福祉協議会に中立・公正な立場の福祉、法律、医療の専門家で構成される「新潟県福祉サービス運営適正化委員会」を設置し、利用者等からの申し出により、福祉サービスの苦情が適切に解決されるよう、必要な相談や事情調査、助言、あっせんなどを行っています。
- 県と「新潟県福祉サービス運営適正化委員会」との連携においては、指導・監査や社会福祉事業者のサービスの質の向上等に寄与するよう、必要に応じて苦情内容の情報共有を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

- 事業者に対し、利用者の立場に立ったサービスの提供と苦情処理体制の整備を促します。
- 利用者の苦情に迅速・的確に対応できるよう、「新潟県福祉サービス運営適正化委員会」の運営を支援するとともに、事業内容の周知を図ります。

#### 【具体的な施策】

- 利用者からの苦情にまで至ることのないよう、事業者側には、サービス利用に係る丁寧な説明等を行うよう意識啓発を行うとともに、事業者段階での自主的な解決を促す第三者委員会の設置等の体制づくりを支援します。
- 必要経費を補助することで「新潟県福祉サービス運営適正化委員会」が行う苦情解決に向けた調査、助言、斡旋等の運営の支援や連携体制の強化等をするるとともに、同委員会の事業内容や苦情解決制度について広く周知します。

<県担当課：福祉保健総務課>

## 権利擁護関連制度の実施体制の確保（再掲）

### 【現状と課題】

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村はその区域における制度の利用促進に関する施策について基本的な計画の策定を行うよう努めることとされており（令和6年4月時点、計画策定済19市町村）、県には広域的な見地から市町村の支援を行うことが求められています。また、国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」において、県や市町村には意思決定支援の浸透や中核機関による地域連携ネットワークづくりの推進が求められています。
- 親権者の死亡等により未成年者に対し親権を行う人がいない場合は、家庭裁判所が申し立てに基づき未成年後見人を選任します。未成年後見人は、こどもの権利擁護を図る上で重要な役割を担っていることから、経済的な理由で報酬等を支払うことが困難な児童等の未成年後見人を確保できるよう、支援する必要があります。
- 知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でないため、自ら適切に財産管理を行ったり、福祉サービスの利用手続きを行ったりすることが困難な人を保護し支援する成年後見制度の理解を広め、制度が適切に活用されるよう、環境整備を行う必要があります。
- 判断能力が十分でない人が、地域において自立して生活できるよう、県社会福祉協議会を実施主体（全市町村の社会福祉協議会が事業の実施機関）として、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料金の支払等の支援を行う「日常生活自立支援事業」を行っています。
- 今後も、制度の利用を促進するため、引き続き県社会福祉協議会等への支援を行っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

- 成年後見制度の利用に至る前の支援の一つとして、県社会福祉協議会を実施主体とする「日常生活自立支援事業」について支援するとともに、同事業から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく確保されるよう取り組みます。
- 身近な地域で総合的な相談支援を受けることができるよう、県の相談支援拠点を中心に、市町村等と連携しながら、地域における相談支援体制の充実強化を図ります。
- 家庭裁判所に対する未成年後見人選任の申し立ては、未成年者本人や親族、その他の利害関係人が申し立てることができることから、児童相談所は、親権を行う者のいない未成年者について、その福祉のために必要がある場合は、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求を行います。

### 【具体的な施策】

- 市町村その他関係団体を対象とした研修会や会議等の開催により、支援者の資質の向上を図るとともに、第三者後見人の受け皿となる法人後見実施団体の確保や市民後見人の育成を促進します。また、市町村長申立に関する研修会の開催により、成年後見制度の利用を促進します。

(案)

- 県社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」について、必要経費を補助する等引き続き支援を行うとともに、制度の普及啓発を行います。
- 児童相談所が必要と認めた未成年後見人に対し、報酬や未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険の補助を行っています。経済的な理由で報酬等を支払うことが困難な児童等が、未成年後見人からの適切な支援を受けられるよう、引き続き制度の円滑な運用を図ります。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う市町村の基幹相談支援センターの設置、市町村自立支援協議会の運営活性化及び地域の相談支援体制整備に向け、相談支援拠点を中心に専門アドバイザーの派遣や会議の開催等により広域的かつ専門的な支援を行います。
- 成年後見制度中核機関の体制整備に向けて、体制整備支援アドバイザーを配置し、中核機関の設置に必要な助言等を行います。

**<県担当課：福祉保健総務課、高齢福祉保健課、障害福祉課、こども家庭課>**

福祉サービス第三者評価事業の推進

**【現状と課題】**

- 「社会福祉法」第78条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされています。
- 「福祉サービス第三者評価事業」は、公正・中立な第三者評価機関が、事業者のサービスの質を専門的かつ客観的に評価する制度ですが、受審件数は年間約20件程度となっており、さらなる利用拡大が期待されます。
- 評価にあたる調査者数が減少していることから、新たな調査者の養成が求められています。

**【施策の方向性】**

- 国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」において、県は、推進組織として評価事業の普及啓発を行うことが求められていることから、事業所に対して受審のメリットを周知するなど、受審機運の向上に取り組みます。
- 利用者が安心してサービスを選択・利用できるように、情報提供を図ります。
- 評価調査者の養成や質の向上を図ります。

**【具体的な施策】**

- 第三者評価推進委員会から助言を受け、未受審の法人や施設に対して、より積極的に受審を働きかけるよう、事業者向け講演会の実施等により制度の周知を図ります。
- 利用者の事業所選択に資する情報として、評価結果を県ホームページで公表するとともに、受審事業所に受審済証やPR資材を交付します。
- 評価調査者の増加を図るため、評価調査者養成研修を実施するとともに、調査者の質を向上するため、評価調査者継続研修を実施します。

**<県担当課：国保・福祉指導課>**

## 5 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援

### (1) 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築

#### 【現状と課題】

- 少子高齢化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により一層深刻化している孤独・孤立の問題や「8050問題」、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなど地域住民が抱える課題が複雑化・多様化しています。
- 地域住民が抱える課題が複雑化・多様化する中、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められています。
- 市町村における包括的な支援体制の整備を推進するためには、先進的な取組の状況等、市町村間での情報共有を図ることが必要です。

#### 【施策の方向性】

- 市町村における包括的な支援体制の整備推進に資するため、市町村間での情報共有を図ります。

#### 【具体的な施策】

- 官民が連携・協働し、一人一人の状況に応じて包括的に相談や支援を行う体制を市町村が構築できるよう、体制整備に対する支援を行います。
- 「地域福祉包括的支援体制整備事業」の取組の中で、情報共有の場を設けるほか、市町村における包括的な支援体制の構築に資する情報や県内外の先進事例の情報を提供していきます。

<県担当課：福祉保健総務課>

### (2) 県域で推進していく独自施策の企画・立案

#### 【現状と課題】

- 人口減少、少子高齢化の進行、社会環境の変化、生活環境の多様化等により、地域生活課題は複合化・複雑化しています。課題の内容によっては、単独の市町村では解決が困難な地域生活課題が顕在化しています。
- 市町村における包括的な支援体制の整備が必要とされており、広域的な視点から県全体で推進していく施策を検討していくことが求められています。

(案)

### 【施策の方向性】

- 市町村における包括的な支援体制の整備に向けて、県全体で推進していく施策の企画・立案を行います。

### 【具体的な施策】

- 県内の包括的な支援体制の整備の推進に向けて、市町村等との対話の機会を積極的に設け、様々な意見を施策の企画・立案等に反映します。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

(3) 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりのための相談や支援等を受けることを可能とする体制整備、情報発信の場づくり

多機関との連携による包括的支援体制の構築支援（再掲）

### 【現状と課題】

- 少子高齢化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により一層深刻化している孤独・孤立の問題や「8050問題」、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなど地域住民が抱える課題が複雑化・多様化しています。
- 政府は、市町村において包括的な支援体制を構築するための事業である「重層的支援体制整備事業」を令和3年度に創設しました。本県では、令和7年度において6市村で実施されています。地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められています。

### 【施策の方向性】

- 住み慣れた地域で、生活や福祉について安心して相談や支援を受けることができる体制の整備等を推進し、市町村や関係機関とともに、誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会を実現します。

### 【具体的な施策】

- 官民が連携・協働し、一人一人の状況に応じて包括的に相談や支援を行う体制を市町村が構築できるよう、情報提供等により体制整備に対する支援を行います。
- 「重層的支援体制整備事業」を実施している市町村の取組事例や複合的な課題を抱える世帯への具体的な支援ケースについて市町村等へ説明するなど、情報提供や専門研修等の支援を充実していきます。
- ひとり親家庭の子どもやその保護者に必要な情報や支援が届くよう、SNS等を活用した広報や児童扶養手当の現況確認時の情報提供等、受け手の視点に立った効果的な情報発信を行います。

＜県担当課：福祉保健総務課、子ども家庭課＞

## 6 その他の施策

### (1) 災害時を想定した要配慮者の支援体制の構築

#### (関連する個別計画)

・新潟県地域防災計画

#### 【現状と課題】

- 「新潟県地域防災計画」においては、災害時要配慮者<sup>(注32)</sup>の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市町村等の行政、地域住民、自主防災組織、社会福祉施設等が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立することとしています。
- その体制づくりは、市町村が中心となっており、県としては、市町村、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりの支援に取り組むことが必要です。
- 災害時においては、高齢者や障害者、こども等、地域の災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため、県と関係機関との顔の見える関係構築が必要です。

#### 【施策の方向性】

- 市町村における個別避難計画策定による災害予防、避難体制の整備を支援します。
- 市町村における避難所等における要配慮者のケアを支援します。
- 関係機関・団体の協力のもと、一般避難所等において福祉的支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の派遣に向けた体制整備を進めます。

#### 【具体的な施策】

- 要配慮者への情報提供・避難誘導等に対して市町村等の要請により支援を行う体制や避難行動要支援者<sup>(注33)</sup>の支援の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制などの要配慮者支援体制整備を図ります。
- 災害派遣福祉チーム（DWA T）を円滑に派遣できるよう、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会において派遣体制整備を進めます。

＜県担当課：福祉保健総務課＞

<sup>(注32)</sup> 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者。

<sup>(注33)</sup> 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

## (2) 孤独・孤立対策の推進

### 【現状と課題】

- 日常生活などで孤独を覚えたり、社会から孤立したりすることにより心身に有害な影響を受けている状態（孤独・孤立の状態）にある方への支援などに関する取組について、その基本理念、国などの責務などを定める「孤独・孤立対策推進法」が令和5年に制定（令和6年4月施行）されました。
- これにより、地方公共団体は同法第4条で「孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務」を有し、第15条で「孤独・孤立対策地域協議会」の設置を努力義務とすることが明文化されました。
- 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において誰にでも生じうるものであり、インターネットの普及、働き方の多様化、単身世帯の増加等、社会の変化により人と人との関係性やつながりが薄くなり、孤独・孤立の状態にある方の問題が深刻な状況にあります。

### 【施策の方向性】

- 孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難であるため、地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進します。

### 【具体的な施策】

- 県の関係課を構成員とする孤独・孤立対策庁内連絡会議を設置し、県の孤独・孤立対策に関する各種施策を全庁横断的に検討・推進します。
- また、市町村向けの研修を実施するとともに、支援を必要とする方への具体的な支援内容を協議する「孤独・孤立対策地域協議会」の設置を市町村に働きかけるなど、県内の孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図ります。

(案)

## コラム：新潟県孤独・孤立対策プラットフォームの設立

新潟県における孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られるよう、関係者相互間の連携と協働を促進することを目的として、「新潟県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和8年3月に設立しました。

### 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

#### ① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。  
・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



##### 地方公共団体 (行政機関の各部署)

首長  
・企画部門  
・総務部門  
・経済振興関係  
・子ども関係  
・教育関係  
・福祉全般関係  
・環境関係  
・まちづくり関係  
・土木関係  
・防災関係 等

##### 部局を横断する 庁内連携体制の構築

・地方公共団体が  
設置する各種機関  
(保健所・保健セン  
ター、学校 等)

##### 当事者等支援を行う 民間団体

・保健・医療・福祉等  
の専門機関  
・社会福祉法人  
・社会福祉協議会  
・NPO 等

##### 地域住民、地域団体

・町内会  
・民生委員・児童委員  
・保護司  
・ボランティア 等

##### 民間企業

・地域の企業  
・商店街  
・商工会 等

##### その他関係団体

・様々な分野の  
市民活動団体  
(スポーツクラブ、  
文化芸術サークル、  
環境保全NPO 等)  
・生協、農協、漁協、  
労働者協同組合  
等

#### ② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、  
情報の交換を行うとともに、当事者等への  
具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

出典：内閣府ホームページ

<県担当課：福祉保健総務課>

(案)

## 7 新潟県地域福祉支援計画指標一覧

本計画を着実に推進するために、以下の項目を重視し、計画の推進及び進捗管理を行います。

基本方針	No.	指標	現状値	目標値
(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	1	介護が必要な高齢者の割合の増減率	新潟▲0.5 全国▲0.2 (令和5年度－令和4年度)	割合の伸びが 全国を下回る (令和14年度－令和6年度)
	2	障害を理由に差別等を受けたことがある障害者の割合(過去1年間)	15.0% (令和5年)	12.6% (令和14年度)
	3	子育て環境整備に関する県民満足度	45.8% (令和6年度)	70.0% (令和14年度)
	4	自分は幸せだと思う子ども・若者の割合	子ども 88.2% 若者 79.7% (令和6年度)	増加させる (令和11年度)
	5	生活困窮者自立相談支援事業において、生活の改善がみられた件数の割合	78.7% (令和4年度)	90.0% (令和14年度)
(2) 市町村の地域福祉推進の支援	6	市町村地域福祉計画策定率	22市町村 (令和6年度)	30市町村 (令和14年度)
(3) 地域福祉を担う人づくり	7	介護職員数	33,825人 (令和4年度)	36,887人 (令和14年度)
	8	県内病院の看護職員募集に対する充足率	79.5% (令和7年度)	90.0% (令和14年度)
(4) 地域福祉サービスの基盤づくり	9	成年後見制度中核機関整備市町村数	15市町村 (令和5年度)	30市町村 (令和8年度)
(5) 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援	10	包括的な支援体制の構築に取り組む市町村数	0市町村 (令和5年度)	30市町村 (令和14年度)
(6) その他の施策	11	避難行動要支援者のうち個別避難計画策定済の割合(策定市町村数)	26.2% (27市町村) (令和6年)	100% (30市町村) (令和14年度)
	12	孤独・孤立対策地域協議会設置市町村数	4市町村 (令和6年度)	30市町村 (令和14年度)

(案)

**参考資料**

**1 新潟県地域福祉支援計画の策定過程**

年月日	内容
令和7年5月28日	第1回 新潟県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会 ・ 骨子案、計画の方向性の検討等
令和7年9月17日	第2回 新潟県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会 ・ 計画素案の検討等
令和7年11月26日	第3回 新潟県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会 ・ 計画素案の検討等
令和8年1月6日	第4回 新潟県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会 ・ 計画原案の検討
令和8年 月 日	パブリックコメントの実施
令和8年 月 日	第5回 新潟県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会 ・ 計画案の報告、確定

(案)

2 新潟県社会福祉審議会 地域福祉支援計画専門分科会 委員名簿

役職名	氏名
株式会社新潟日報社 報道部文化担当部長	川 合 純 丈
公立大学法人新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授	小 池 由 佳
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 会長	高 井 盛 雄
一般社団法人新潟県手をつなぐ育成会 副理事長	広 岡 優 次
学校法人新潟総合学園新潟医療福祉大学 名誉教授	丸 田 秋 男

(敬称略)

(案)

(案)

新潟県地域福祉支援計画  
〔令和 年 月 策定〕

新潟県 福祉保健部福祉保健総務課  
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
電 話：025-280-5176  
F A X：025-283-3466